

The Japanese Concept of the Savage and Anthropology in Japan —Land Rights of Taiwan's Aborigines under Japanese Occupation—

Katsuhiko Yamaji

This presentation is concerned with analyses of colonial policies towards Taiwan's Aborigines under Japanese occupation during the fifty years from 1895 on.¹⁾ The main theme of the paper is to demonstrate that the Japanese colonial government recognized the Aborigines as savages without sovereignty 無主の野蛮人. Many kinds of research by anthropologists and administrators will also be discussed in relation to colonial policies.

Firstly, I shall examine the Japanese concept of the savage from historical documents of the Edo, Meiji and Taisho eras.²⁾ Generally speaking, the Japanese people recognized non-literate people as ignorant on the one hand, and as innocent on the other. The idea of the former has taken deep root in the Japanese mind, while the later, similar to the idea of Noble Savages in the Western world, seems to have been motivated by the movement to retrieve the innocence of childhood which was popular during the Taisho era. So, this discussion is focused on the analysis of the former idea; many Japanese people considered them as savages because they believed that non-literate people were ignorant and their behaviour was just like animals.

The following historical incident is important in considering this subject; the incident in which many Okinawan fishermen drifted ashore in Taiwan and were killed there by the Paiwan headhunters in 1871. The Japanese must have been tremendously shocked at the news such that it was repeatedly reported in the newspapers. We can find a clue to the Japanese view on Taiwan's Aborigines from them. In short, they were considered as savages because of "cannibals".

This idea has been carried over from the Edo era when prejudiced views on the peoples of the South Seas were brought forth under the influence of Chinese-oriented thought 中華思想 on the one hand and the rise of Japanese classical studies 国学

on the other. Ryoan Terashima (1713), for example, described them as barbarians in terms of idleness, nakedness and vulgarism in his book, *Wakan Sansai Zue* 『和漢三才図会』, a famous encyclopedia of the Edo era. As for the Aborigines of Taiwan, he regarded them as savages without sovereignty. He also said that there used to be no ruler there in the old days, and maintained that the Dutch occupied them in the Middle Ages followed then by the Chinese so that they could be enlightened.

Churyou Morishima, a popular writer of the 18th century, also stirred up bias against Southeast Asian people. He referred definitely in his book, *Koumou Zatsuwa* 『紅毛雜話』 (Miscellany on Dutch), to the fact that *Kuronbo*, or a Black from India or Southeast Asia was strong in physical power but stupid in intelligence. He introduced the Aborigines too as stupid and stated that they were fond of killing people (C.Morishima 1787).

These views have been reinforced with new points after the Meiji era. A document by Keikun Suzuki, *Nanyo Tanken Jikki* 『南洋探險実記』, is a good example in considering this theme. He made an expedition into Micronesia by orders of the Meiji government in 1904. Before going there, he was worried whether or not he could return safely as he feared the people must be brutal, violent, and cannibalistic like beasts. To the contrary he found they were kind, friendly and polite after having made contact with them. However, he was not free from bias against the people of Micronesia. He wrote in his book as follows; they are outlaws and are prone to theft. They are dirty and smell nasty. They do not know how to cook foods and eat with their fingers like an animal. They do not have a marriage system and are, therefore, incestuous (K. Suzuki 1892).

This stereotype must have been popular among the Japanese citizens of the Meiji era. Indeed, Yosaburo Takegoshi, the most famous advocate of

the Southward idea 南進論³, looked down upon Southeast Asian people by stigmatizing them in terms of idleness. He persuaded himself of the important position of Southeast Asia from a point of economic relationships between Japan and Southeast Asian countries. However, he concluded the Malayan were inferior because of their idle character; they were lazy because everything including clothes, food and dwellings was provided by their surrounding environment requiring no effort on their part. This situation arrested the development of their intelligence (Y. Takegoshi 1910:359–60).

The notions mentioned above were never just fairy stories. At the beginning of the Meiji era, the government of Japan was confronted with enormous difficulties due to the incident involving the Okinawan fishermen referred to earlier. The Japanese government demanded compensation for damage and inquired of the Chinese government whether or not the Aborigines were under her rule. The answer was indecisive so that the government of Japan concluded the Aborigines were not under her control. This was the first time that the Japanese government officially made contact with a non-literate people with the exception of the Ainu of Hokkaido. Finally, the government formally declared they were savages without sovereignty; a people without laws or a political system.

From the colonialization of Taiwan in 1895 on, the Japanese government adopted assimilationist policies towards the Aborigines by reason that the civilized should do favors for the savage. From this point of view the colonial authorities carried out pragmatic policies; improving their dwelling environment, making them paddy cultivators, encouraging them to raise livestock and so on. Headhunting, tattooing and other customs such as the piercing of ears were banned. Consequently, a new Japanese people were born; they wore Japanese dress, ate food with chopsticks and not a few slept on *tatami* flooring.

The authorities introduced thought-reform campaigns to make them "children of the Emperor". In fact, Japanese *shinto* shrines were built at many villages in the mountains and *shinto* ethics was taught at Bando Kyoikusyo 蕃童教育所 (lit. an educational facility for children of savages), one of

three kinds of elementary schools which the colonial government established for the Aborigines, Chinese and Japanese respectively. At school students were prohibited to speak their own native language, so that, even now, people greater than fifty years old speak Japanese very well. The effect had penetrated their mind successfully. Thus, many Aboriginal people visited shrines and prayed for *Amaterasu-Oomikami*, an ancestral goddess of the Emperor, on the New Year's Festival or other occasions.

The government was also contemplating starting another enterprise; forest and land policies. Taiwan was famous for the production of forest resources as well as sugar cane. Among these resources, a great quantity of timber such as cypress, cedar and camphor was kept in stock in the mountains, dwelling areas of the Aborigines. The authorities concentrated their efforts on exploitation of these resources, particularly camphor, which was useful for making celluloid and gunpowder. To utilize these resources the colonial government began many kinds of ordnance surveys after occupation. These surveys had been carried out in the rural districts of the western plains to define land ownership from 1888 to 1904 and another one started to categorize forests into national and private ownership from 1910. Then, the next step was to determine the ownership of gardens on the east coast of Taiwan from 1915 until 1925 (T. Yanaihara 1929:27). The work in mountains, however, was a serious matter due to steep geographical features and fierce resistance by the Aborigines.

Many ethnic groups exist in Taiwan; people from Fukien and Kwangtung of Mainland China and the Aborigines. Even among the Aborigines there are several ethnic groups. They are the same Austronesian peoples but keeping quite different cultural traditions, some of them inhabiting mountain areas and others the plains. As it was difficult to uniformly apply Japanese law to them under these conditions, the government divided the whole Taiwan area into two parts from the administrative point of view; "the ordinary administrative area" and "the special administrative area". Some peoples living on the plains, for instance, the Amis and Saisyat, were incorporated into the former area, but on the other hand, other Austronesian peoples in the mountains such as the Taiyal, Rukai and so

on, were treated as residents of "the special administrative area". Administrative organizations had been altered several times to adjust to the actual circumstances because officials encountered many hardships in the special areas. It was not until the end of the Taisho era that a full-scale investigation was carried out on projects related to forest policies in mountain areas.

It goes without saying that the focal point in the investigation was to define land ownership. From the earliest stage of occupation, the authorities denied the Aborigines their land rights and did not believe that they were the real owners of Taiwan. The following statement by Sabro Mochiji, a councilor of the colonial government, proves the real intention of the colonial authorities: "In considering the sovereignty of Imperial Japan, I take account of land problems first, not the Aborigines" (The Department of Civil Administration of the Government General of Taiwan 1911:282). He, furthermore, demonstrated as follows:

Land rights or personal ownerships should be legitimatized by the nation. However, the Aborigines have revolted against Imperial Japan since colonialization of 1895 so that their rights are never approved. Surely, it is true that they live in the mountains. But the fact that they are occupying the land never generates the ownership of it at all. It is merely fiction that the Aborigines consider the land belonging to joint owners among themselves. The nation is an absolute owner of the land, not the Aborigines. (The Department of Civil Administration of the Government General of Taiwan 1911:293)

The Mochiji doctrine would have had significant political implications during the Japanese occupation. It must have afforded a firm base for colonial policies directed towards the Aborigines. We have positive proof that the principle of colonial forest policies had been founded on his dogma from that time on. The formal report on forest projects presented to a Governor in 1936 clearly followed him. The report maintained that the Aborigines could never have had any land ownership on account of their primitive stage of culture, and that the government, therefore, had to manage their

agriculture and control the land in order to improve their living standard (The Industrial Bureau of the Government General of Taiwan 1937:253).

In 1928, several years before the report was presented to the Governor, the government decided the average size of the reserve land as being three hectares in area per person. Thus, their reserve land totaled 240,000 hectares as the Aboriginal population at that time was estimated to be 80,000. This is only 15 per cent of the whole mountain area of Taiwan. Almost all the rest was incorporated into a nationally-owned area. It means that the Aborigines were restricted in exercising their traditional land rights, on the basis of which they had enjoyed hunting and had made use of collecting firewood in the wider territory which they had once owned.

Forest policies entailed another purpose. After keeping the Aborigines under the government's control, colonialists encouraged them to cultivate rice fields instead of shifting agriculture. Since the 1930's many villages in various districts have been forced to move to plane areas for that reason. The colonial government was paramount to the Aborigines. At the same time, the government took measures to cope with the Chinese who had far more predominant economic power over the Aborigines, controlling their land ownership in the Aboriginal area and regulating their residence in the mountains. Apart from the colonialists' intention, this policy prevented the Aborigines from losing their land and becoming poor by being involved in the market economy.

The process of domination resembles that of the domination of the Ainu, hunters and fishermen of Hokkaido, to whom the Meiji government applied similar assimilationist policies. To take a general view of Ainu history in relation to the assimilation policies, in the early days of the Edo period when the Ainu were independent from the domain of Matsumae 松前藩, they made contact with the Japanese as traders and sometimes revolted against the Japanese. Afterwards the Ainu were incorporated into Japanese rule and governed by the domain of Matsumae for a time and finally under the direct control of the Tokugawa Bakufu 德川幕府 (the shogunate of Tokugawa). Throughout the Edo era, the Bakufu,

however, maintained an inconsistent policy towards the Ainu. On their occasion the Bakufu prohibited the Ainu to learn Japanese and restricted their making contact with the Japanese. On the other hand, at the end of the Edo era, the Bakufu actively pushed forward the assimilation policies as they were afraid of Russian advance into northern Japan, and thereby encouraged the Ainu to become Japanese.

Drastic sociocultural changes in Ainu society had happened during the Meiji era. The Meiji government promulgated laws one after another to modify their customs. Thus, many traditional customs were prohibited; practices such as moving house after a family member's death, tatooing for females, and the piercing of ears for males were banned by law. Learning the Japanese language and taking a surname like the Japanese were enforced by law as well. Furthermore, the Meiji government introduced other means such as agricultural policies or educational systems to achieve the aims promptly. Indeed, the Ainu have been the subject of these national measures since the Meiji era.

The land as a natural storehouse is a mercy for the Ainu. Among others rivers have been closely bound up with their means of providing their daily food. People living there had exclusively utilized the river for fishing. Traditionally, *iwor*, or the territory for fishing, was owned by *kotan*, or a localized settlement. Disregarding Ainu thoughts on the matter, the government nationalized their land by a code in 1876 after trial and error, in which properties of the colonists from mainland Japan were guaranteed and the taxes fixed. Policies encouraging the Ainu to become agriculturalists were pushed forward at the same time while giving them farm implements. These measures, however, have not improved their life successfully. In 1882, the Ainu of Nemuro province were ravaged by a serious famine which was caused due to a rush of colonists for hunting and fishing game as well as the unseasonable weather. The government tried to make them establish agriculture by lending them land and providing them with farm implements and seeds of potatoes and corn (K.Tanigawa 1972:516–19).

In 1899, a famous law, Protective Code of the Former Natives of Hokkaido, 北海道旧土人法 was

promulgated. The main points of the code were as follows; encouraging agriculture and providing medical care and educational opportunity. The code most certainly stated that 500 acres of farmland were granted to each household from the government. In reality, however, their land rights were essentially denied because they could not transfer their land right except through inheritance nor establish the right of pledge. Elementary Schools for Former Natives 旧土人小学校 were founded widely throughout Hokkaido on the grounds of this code. In school ethics, Japanese language and other pragmatic curriculums such as math and agriculture were taught in order to make them assimilate into the Japanese mainstream.

There is no doubt that the assimilation policies directed towards the Ainu were almost the same as those directed towards the Aborigines of Taiwan though minor differences in land ownership have been found. Even though an interchange of personnel between the administrative offices of both districts was not certain, it is worthy of notice that two famous teachers working in the two distant regions kept in contact with each other, discussing the educational problems concerning assimilation programs. Hideo Yamamoto, a principal of an Aboriginal school on the east coast of Taiwan, visited Hokkaido to observe the Ainu problems at the end of the Taisho era, and Iwao Yoshida, a famous educationist who devoted himself to the Ainu, made a visit to Taiwan in return. Yamamoto himself thought the educational level in Taiwan was very low in comparison to the level of the Ainu by reason that Taiwan had not been colonized long. He was probably given many suggestions by Yoshida on how to educate the Aborigines to help them assimilate successfully. He wrote him in his letter; "I have been in sympathy with your noble philosophy and have received a great deal of your favors in educating the Aborigines" (Iwao Yoshida 1974:29–30). It is not a casual case nor a surprising matter that he could communicate so easily with Yoshida in considering both the Ainu and the Aborigines of Taiwan at the same time. It is simply that similar assimilationist policies had been required as the fundamental principles to govern minorities in the two remote districts.

During the Japanese occupation many kinds of

investigation concerning Aboriginal customs had been done by anthropologists, travelers and administrators. The work varies in quality from the highly academic to the topic of the day. I shall discuss some of them here to show what the government tried to do with a great deal of effort and to establish the standpoint from which anthropologists studied their culture.

Initially, *Fuzoku Gahou* 『風俗画報』, a popular magazine, should be examined to see the trends of the day as many articles on Aboriginal customs appeared in the magazine, a special volume of which was published immediately after the occupation. The magazine carried articles on subjects such as geography, institutions, counting, calendars, clothes, foods, houses, rites of passage, jobs and products. The author speculated that the northern Aborigines were a similar kind of people to those of Kyushu in terms of their looks, bone structure, agricultural practices and language, and that the southern peoples might have come from the Philippines. Everyone will think this is funny in reading the magazine. The starting point of Aboriginal studies in the 19th century was, in any event, at a low level of knowledge like this.

Some of the most interesting work during the Meiji era from the anthropological point of view is seen in the achievements of Ryuzo Torii, a physical anthropologist, who was actually involved in a general survey of the way of life besides taking physical measurements though his coarse data are almost useless to modern anthropology. He was an active member of the Tokyo Anthropological Association and carried out fieldwork in Mainland China, Siberia, Korea, Taiwan and other countries. To summarize his energetic work, he was seemingly related to the aggressive policies of Imperial Japan; he went to the Ryao Tong peninsula of North China and Taiwan immediately after the Sino-Japanese War, Manchuria just after the Russo-Japanese War, and East Siberia right after the Siberian Issue of 1919 (Kazuo Terada 1981:80).

However, he was not an ideologist of colonialism but just an adventurer like a nature boy. Economically, his fieldwork suffered miserably and was, in fact, not supported by the authorities. Quite interesting was his academic career; he became an associate professor of Tokyo Imperial University although he merely graduated

from elementary school. But he resigned the University because of quarrels with his staff. Whatever may be his achievements, his research activities seem to have anticipated the current of anthropological studies thereafter in Japan, those of which are characterized by the fact that anthropologists were not directly nor consciously concerned with colonial policies for their own sake and that they were despised by the leading groups of the academic world.

The colonial government also started research to obtain information about Aboriginal problems after the occupation. Maresuke Nogi, a Governor, instructed subjects to be investigated quickly in 1896. These were as follows; ① reforming their closed mind, ② prohibiting murder (headhunting), ③ breaking down superstition, ④ improving their way of life in areas such as clothing, food and housing, ⑤ maintenance of transportation and ⑥ bringing land into cultivation and utilizing forest products (The Department of Civil Administration of the Government General of Taiwan 1911:47). Aims of his instruction could be summarized in two points. One was directly related to the assimilation policies, forcing them into abandoning their traditional customs under the political systems of Japan. The other was to promote developmental programs for clearing the land of forests and exploiting forest resources. In both cases the investigation was planned for the practical purposes of the colonial administration, not for the anthropologists' benefit.

A special committee was set up to accomplish colonial policies with the assistance of the government. Shinpei Goto, a high official, positively advocated the investigation particularly of customary laws to govern the colony because of their importance (S,Goto 1898:28). Thus many publications were printed. Rinji Taiwan Kyukan Chosakai 臨時台灣旧慣調査会 (The Special Research Committee on Old Taiwanese Customs), established in the department of the government in 1902, had published energetically enormous volumes concerning the customary and administrative laws of traditional China since 1903, and ethnographies of the Aborigines since 1913.

Ethnographies by the committee were important at the following point; many subjects such as material culture, religion, laws, kinship, and land

ownership were described with folk terms, by which their belief systems were confirmed. Furthermore, land ownership, for example, that of the Taiyal and Paiwan, was depicted elaborately in large quantities. Pointing out that the folk term of the Taiyal, *kiya*, had three kinds of meaning, namely, existence, possession, and ownership, the report went like this;

The idea of ownership of properties is developed among the Taiyal as well. Others are not allowed to violate a person's proprietary rights, on which cultivated land, houses, clothes, tools, and others are instituted (Rinji Taiwan Kyukan Chosakai 1915:256).

As for land rights, the report continues;

There is no land without an owner. Even if it does not belong to an individual, the ownership of land is attributed to the people of the tribe concerned as a joint owner (Rinji Taiwan Kyukan Chosakai 1915:256).

It comes as a surprise to learn that the report recognized land rights of the Aborigines in spite of the publication issued by the government which had denied their ownership as already described. The argument might have threatened the justification of colonial policies if officials read it carefully. After defining the concept of ownership in relation to a disposal right, the author showed local variations in each case concerning geographical features such as forests, cultivated land and rivers. The description concerning ownership appears on a large scale in this book; a chapter of property covers over 44 pages and inheritance 14 pages. Surely, everyone must doubt whether or not the government considered administrative policies to be quite different from academic activities. The answer is, however, still left to be resolved.

Land rights of the Aborigines were sustained by an anthropologist as well. Tetsu Koizumi who carried out field research between 1925 and 1928 demonstrated the empirical data of their traditional land rights, on grounds of which he reached a similar conclusion as the report by Rinji Taiwan Kyukan Chosakai. Moreover, he criticized the colonial authorities for interpreting Aboriginal

customs and superstition from their own point of view, and said that the government had to pay attention to Aboriginal political systems, nevertheless they committed these errors destroying the autonomy of the Aborigines in the process (Tetsu Koizumi 1933:289–317). It is surprising to know that his statement was initially presented in an article in 1928, two years before the Musya incident 霧社事件, the uprising by the Taiyal against Japanese colonialists. However, it was not his intention that colonialism itself should be overthrown as Marxists maintained.

The colonial government never discussed the issues on Aboriginal land rights in order to deny the assumption that they considered the Aborigines to be savages without sovereignty. Rather authorities had exerted themselves to promote assimilationist policies and that for practical purposes. There is a mimeographed copy written for the purpose of improving the living environment of the Amis on east coast of Taiwan. The document encouraged them to do as follows; to improve their clothing, diet and housing for healthy and comfortable living conditions, to adopt modern medical care in place of magical treatments, to set up a *shinto* altar in the house to cultivate a pious feeling for a superior, and to change their marriage system from matrilocal to patrilocal to make patriarchy stronger (The Research Committee on Important Properties in Hualien Province 1930).

The Musya incident, however, suggests that assimilationist policies were not always successfully applied to practical use. Indeed, the authorities reflected after the incident that they had not applied academic knowledge in their colonial policies and were in too much of a hurry to be rewarded with good results (The Department of Enlightenment in the Government General of Taiwan 1931:10–11). Contrary to the fact that government officials emphasized the importance of anthropological investigation, they were really just interested in superficial information for all practical purposes.

Certainly, the government never neglected the necessity for academic studies in governing the colony. Thus, Taiwan Imperial University was founded in 1928 in response to a politico-geographical feature characterized by the fact that Taiwan is located as a relay point between Japan

and the South Seas. Both Institutes of Ethnology and Language Studies were attached to the Department of Politics and Literature. Ethnological studies of the University were exceedingly active at the time of the opening although the number of staff was very few. *Nanpo Dozoku* 『南方土俗』, or *Ethnological Journal of South-Eastern Asia and Oceania*, was issued as a quarterly from the Institute of Ethnology in 1931. Moreover, a big project concerning the ethnohistory and language study of the Aborigines started at almost the same time.

Anthropological studies in Taiwan, however, had gradually declined as the war extended, becoming a one-volume edition per year, and finally publication of the journal ended in 1944. The fact that Toichi Mabuchi was the only student who graduated from the anthropological course between 1928 and 1945 would prove the anthropological academic studies to be minor and unattractive. Strangely enough, the careers of staff at the Institute deviated from regular academic background; Professor N.Utsushigawa did not have a foothold in the academic world of Japan as he had graduated from Harvard University. Assistant E. Miyamoto graduated from Keio University. T. Mabuchi entered the University after having left Tokyo Imperial University. They were not members of the main current in academic circles in Japan although anthropology itself was quite minor.

They tended to hate bureaucracy and were oriented to anti-centralization in common. In other words, they could not possibly become orthodox idealists of colonialism as R.Torii could not do. They remind us of advocates of the Southward ideas in the Meiji era like Y.Takegoshi mentioned earlier. After summarizing the Southward ideas of the Meiji and Taisho eras, Tohru Yano has regarded the ideology as a collateral thought which could not have been authorized nor evaluated by both the academic world and government officials. He pointed out that the collateral ideology would not be unrelated to beliefs of anti-bureaucracy and anti-centralization stigmatized in their mind in one stage of their life (T.Yano 1979:59). Neither Torii nor Mabuchi were idealists in their support of the Southward idea. However, it is noteworthy that particularly Mabuchi's ideas seem to be similar to those which the ideologist supporters of the

Southward idea once had; they shared the common collateral ideology in terms of anti-bureaucracy and anti-centralization. He, as well as Torii, was a scholar conducting work in the fields of the colonies of Imperial Japan. However, they did not consciously contributed to colonial policies because of their non-political principle. Ironical speaking, their non-political principle is occasionally open to play the role of a clown. In fact, Mabuchi conducted fieldwork in Indonesia as a part-time employee of the navy in 1944 – 1945. He was unconsciously involved in colonialism as an agent for the military, notwithstanding his spirit of anti-authoritarianism.

It is no wonder that colonialists would make use of anthropologists to govern native peoples. However, Japanese anthropologists, on the whole, have contributed to colonial policies far less than expected. Rather, as they submitted to the collateral thought, they were indifferent to political structure, by which forest and land policies were determined in the case of Taiwan. Many Japanese anthropologists working there, with the exception of Tetsu Koizumi, could not understand the real meaning of land policies promoted by the colonial government: policies which put such serious pressure on the Aborigines. The policies also would have to be referred to in terms that they never recognized Aboriginal autonomy as the owner of land. Indeed, the idea of Aborigines being regarded as savages without sovereignty, was preserved under circumstances which allowed neither the anthropologists nor the government to properly evaluate Aboriginal land rights.

NOTE

- 1) This paper was presented at the conference of Japanese Studies Association of Australia in Canberra in July 1991. Another version of this paper appeared in *Proceedings of Seventh Biennial Conference of Japanese Studies Association of Australia* (Australian National University, 1991), Vol. 1, pp. 205–210.
- 2) The folk terms for savages, *ban* 蛮、蕃 or *i* 夷, were used under the influence of Chinese-oriented thought in the Edo era. The Ainu were especially referred to as *ezo* 蝦夷, or 夷人. Nowadays *dojin* is a discriminating word for savages and is written as 土人 in Japanese. In the Edo period, however, the word was pronounced as *Kunibito* which just meant "native people" or "country people". From the end of the Edo

- era the meaning of this word has gradually changed (I. Kikuchi 1974).
- 3) According to T.Yano, the Southward idea of the Meiji era is defined as follows; ① *Nanyo*, or the South Seas was considered as the most suitable region for the Japanese to advance abroad. ② The idea opposed to the Northward idea, advocates of which regarded Korea and North China as important in carrying out national policies. ③ The ideologists asserted that Japan should exploit backward countries of *Nanyo*. ④ They maintained that Western countries should not seek hegemony in *Nanyo*. ⑤ The idea was always related to the oceanic world. ⑥ They regretted that the Japanese were not interested in *Nanyo*. ⑦ They considered that socioeconomic problems in Japan could be solved if the Japanese took part in development of *Nanyo* (T.Yano 1979:51–52).

REFERENCES

- Department of Civil Administration in the Government General of Taiwan (台灣總督府民政部蕃務本署) 1911 『理蕃誌稿』。
- Department of Enlightenment in the Government General of Taiwan (台灣總督府警務局理蕃課) 1931 『理蕃綱要』。
- Goto, Shinpei (後藤新平) 1898 「台灣の経営上旧慣制度の調査を必要とする意見」『台灣慣習記事』1–4。
- Industrial Bureau of the Government General of Taiwan (台灣總督府殖產局) 1937 『森林計画事業報告書』下巻。
- Kikuchi,Isoo (菊池勇夫) 1974 『幕藩体制と蝦夷地』雄山閣
- Koizumi, Tetsu (小泉鉄) 1933 『台灣土俗誌』建設社。
- Morishima, Churyo (森島中良) 1787 『紅毛雜話』(『文明源流叢書』第一巻、国書刊行会編、1912、所収)
- Research Committee on Important Properties in Hualien Province (花蓮港庁重要施設事項調査会) 1930 『アミ族教化指導ニ関スル基礎調査』(贋写版刷り)
- Rinji Taiwan Kyukan Chosakai (The Special Research Committee on Old Taiwanese Customs 臨時台灣旧慣調査会) 1915 『番族慣習調査報告書』第一巻。
- Suzuki, Keikun (鈴木經勲) 1892 『南洋探険実記』(復刻、東洋文庫、平凡社、1980)。
- Takegoshi, Yosaburo (竹越與三郎) 1910 『南国記』二酉社。
- Tanigawa, Kenichi (ed.) (谷川健一編) 1972 『近代民衆の記録 5 (アイヌ)』新人物往来社。
- Terada, Kazuo (寺田和夫) 1981 『日本的人類学』角川文庫。
- Terashima,Ryoan (寺島良安) 1713 『和漢三才図会』(一) (谷川健一編『日本庶民生活資料集成』28巻 三一書房、1980、所収)。
- Yanaihara, Tadao (矢内原忠雄) 1929 『帝国主義下の台灣』岩波書店。
- Yano, Toru (矢野暢) 1979 『日本の南洋史観』中公新書。
- Yoshida, Iwao (吉田巖) 1974 『書翰自叙伝 拾遺』(帶広叢書 No. 18、帯広市図書館編)。

＜無主の野蛮人＞と人類学

山路 勝彦

1980年代の台湾には、「台湾原住民権利促進会（原権会）」の結成と共に、原住台湾人が自己の土地の権利を主張する運動が沸き上がった〔山路勝彦 1989〕。言語的にはオーストロネシア語族に属す彼ら台湾人がこの島、台湾に住みついたのは、漢人の渡来よりはるかに古くからである。思えば彼らは数奇な運命を辿ったものである。過去数百年の間に彼らが遭遇した人たちといえば、大陸から移住してきた漢人であり、植民地経営者として君臨した日本人であり、そして戦後の支配者としてやって来た漢人である。

この歴史の変遷のなかで彼らが本来持っていた土地権は大きく制約を受けた。この制約を取り除き、伝統を回復させようとする運動が「原権会」の趣旨である。土地権をめぐるこの大きな制約とは、直接的には日本の植民地経営に起因している。本稿で取り上げる課題は、この土地権をめぐって日本当局がいかなる見地のもとで諸政策を実行してきたのか検討することにあり、そしてこの植民地経営の間、いかなる意図を持った調査研究がなされてきたのか問題にすることにある。

この問題の根はきわめて複雑である。原住台湾人の土地権を議論する際に、そもそも日本人が彼らを、そしてアジア太平洋の社会一般をどのように認識していたのか議論しなければならない。本稿ではまず、明治の日本に広がっていた「野蛮人」観が議論される。結論的に言えば、一般の市井の人々は、彼らが自己の土地を持ち、主体的に政治体制を組織していたなどとは想えていなかった。政府の見解も同じであり、それゆえ彼らは「無主の野蛮人」としか映らなかった。この結果として、日本当局が植民地支配に際して採用したのが同化政策であった。この同化政策については、アイヌとの異同が問題にされる。というのも、アイヌで

試みた植民地経営の方法が台湾にも応用されいると思われるほどに類似しているからである。

近代日本が打ち立てた植民地支配の基本的思想は、未開であるがためにその住民には統治権がないという考え方である。この考えは彼ら固有の土地権を否定する立場に立つ。土地権こそは主体的世界の確立にとって最重要事項である以上、この問題に関してどのような見解が示されてきたのか議論することは大切である。奇異なことには、総督府側に立った調査研究報告の中に彼らの土地所有権を詳述した業績がある。これに関連して、当時の人類学的研究を吟味しておく必要がある。その問題は終章で取り上げることにしよう。

なお、本稿で原住台湾人というとき、それはかつては「高砂族」あるいは「高山族」などと呼ばれていた人たちを指している。言語的にはオーストロネシア語族に属する人たちである。だが、ふつう「台湾人」といえば、彼らに対してではなく、この島に数百年前に入植してきた漢族系住民の子孫に対して称謂するのが常識となっている。しかし考えてみれば、彼らこそ昔からこの島に居住してきたのであって、眞性台湾人と呼ぶに相応しい。そこで、ここでは、「入植台湾人」と区別して「原住台湾人」と表記しておく。

1 日本人の「野蛮人」観

古来より日本人は、自己とは異なる文化についてさまざまな想いを抱き続けてきたのだが、未だ接触したことのない社会についての認識は、どことなく奇妙であった。過度に夢想化してみたり、逆に蔑視の対象であったりした。近世の市井の民が沖縄に向けた眼差しは、たとえば「琉球」と「竜宮」との語呂合わせから過度に美麗化したものか

ら、巷の風聞に基づいた骨董無形の類まで、多様なものであった。自己の生活空間内部の事象はかなり正確に認識しても、体験することのない世界に対しては曖昧喪湖とした世界像しか描きえない実例を、それらは示している〔山路勝彦 1986〕。近世から近代に至る間、少なからぬ市井の文人が無文字社会の人々の性情を記述しているが、その描写の仕方もいささか奇異をてらうような内容が多い。もっとも、時代に応じてその描写の仕方、ひいては「野蛮人」観なるものは微妙に揺れ動いている。

無文字社会の住民に対して、近世の文人が多用した用語は「夷狄」、「蕃人」などであり、幕末に至ると、アイヌに対して「土人」なる名称があつたがわれた。ただし、近世の文献でみると「土人」は「くにびと」とルビがふられるのが通常であったから、それは「土着の人」というのが原義であったはずである¹⁾。ことばの詮索はさておくとして、彼らの性情についての記述を吟味すると、多様な「野蛮人」観が見出せる。明治中期の『東京朝日新聞』(明治21年7月20日)には、タヒチ島住民の記事が見られ、彼らが「純朴」な民と紹介されていたのを知ることができる。さらに時代が新しくなると、「無垢の民」とみなされていた事実が知れる。たとえば、小泉鉄を取り上げてみよう。彼は大正末から昭和初期にかけて台湾山地で調査活動を行ない、すぐれた報告書を出しているが、昭和5(1930)年にタイヤル族の反乱、すなわち霧社事件が勃発すると、一躍売れっ子になり、多くの論考を発表することになった。『読売新聞』(昭和5年11月5日)に寄せた彼の隨筆は、当時の原住台湾人観を知るうえで重要である。その紙上で、彼は原住台湾人を「極めて好ましい愛すべき純情と無垢の人間」と捉えている〔小泉鉄 1930〕。

西欧社会には「高貴な野蛮人」ということばがある。これは、「堕落した」近代文明に対して「自然状態」のまま生活している無文字社会の住民を

過度に賛美するものであったが、小泉が原住台湾人を「純情」、「無垢」とみなしたもの、これと同じ着想に基づくものと思われる。「純情」、「無垢」という表現は、大正デモクラシーのもとで展開した児童文化運動をおおいに連想させるからである。鈴木三重吉や北原白秋などに代表される「童心主義」は、子どもの心性のなかに「無心さ」を見出し、その純粹性を童謡や詩歌で謡いあげていた。幼き者こそは無垢であり、それこそが至上の価値を持つだとみる童心主義は、明らかに「大人の世界」の彼岸に理想郷を見ている。小泉鉄が、当時流行していた児童文化運動にどこまで関わっていたのか不明であるし、西欧の近代啓蒙思想にどれほど熱をいれていたのかわからないが、彼の原住台湾人観も「童心主義」の立場と同じ論法で貫かれている。近代文明の対極にいる者、つまり「蕃人」は、「純情」で「無垢」だという見解こそ、この時代の生み出した無文字社会に対する考え方であった。

しかしながら、「純情」で「無垢」な姿を賛美するこの「純情無垢論」が唱えられた一方で、多くの文人は無文字社会の「野蛮性」を「無知」と「禽獸性」との観点から繰り返し論じてきた。彼らが云う「禽獸性」とは、現代のことばでいえば文化や文明を欠落した野性状態にいることをおしなべて指している。後に詳しく取り上げる明治期の鈴木経勲は、マーシャル群島の住民を「混沌無智じつに禽獸と異なるなし」〔鈴木経勲 1892:73〕と断じて憚らないが、この一文がこの立場の総てを表している。実に、この「混沌無智論」こそが、近世から現代に至るまで連綿として、そして多大な影響力をもって続いてきた、日本人の異族観の典型であった。それゆえ、いささか紙面を割いてその具体的内容を吟味しておくことにしよう。

始めに、明治四(1871)年、沖縄漁民が南台湾に漂着しパイワン族の馘首にあった事件を取り上げてみよう。この事件は、当時の日本人にかなり

1) 近世での無文字社会の住民に対する呼称は、「蕃」、「蛮」、「夷」などが使われていた。これらの呼称は、日本に輸入された「中華思想」との関連で検討されねばならないだろう。近代では「土人」(どじん)という呼称もある。この語彙は、近世文献では「くにびと」と読まれるのがふつうであった。ただし、幕末になってこの呼称がアイヌに適用されたとき、違った意味を持たされたようである。日本史家の菊池によると、それまでのアイヌに対する呼称は、「夷」であったが、幕末に登場した西欧列強を「賊夷」などと捉え、「攘夷」運動が起こるとともに、他方で「内国民=アイヌ」という意識が生じることによって、アイヌに対する呼称が変化し、「土人」という名称が公的に採用されたという〔菊池勇夫 1984:161-63〕。

の衝撃を与えたに違いないほどの日本近代史に残る重要な出来事であった。この事件は、日本政府が台湾に軍隊を派遣する一方、殺害事件の責任の所在を質すため清国政府と政治折衝を行なうという経過を辿ったが、人類学的観点からは、政治的問題である以上に重要な意義を持っている。この事件については、あまりにも獵奇的色彩を帯びていたため民間でも格好な評論の対象となり、多くの出版物が出回った〔宮本延人 1938:173-78〕。当時の新聞、たとえば『朝野新聞』では頻繁にこの事件が報道されていた。その紙上に掲載された解説記事を読むと、当時の日本人が原住台灣人をどのように観ていたのかよくわかるし、さらに言えば、日本人の異人認識を考えるのによい手掛かりも見出される。『朝野新聞』の次の記事を取り上げてみよう。

宇内一種ノ野蛮好テ人肉ヲ食フ者アリ。之ヲ名ケテ「カンニバール」ト云フ。其人種多ク群島海中ノ島嶼ニ在リ。而シテ台灣ノ生蕃ノ如キモ亦此部類ノ一ナリ [明治 8 年 4 月 24 日 (505 号)]。

この記事には、近代日本人の異族認識に暗い影を落した「南洋」の「未開性」がはっきりと読み取れる。台灣の住民について言えば、「野蛮」、「食人」という概念で彼らを括っていることが知れると、「其人種多ク群島海中ノ島嶼ニ在リ」という表現は、さらに南海に住む人たちを念頭においてのことだろう。

しかしながら、このような異族認識は明治初期に突然として発生したものではない。近世の文献には類似の思想を見ることができる。たとえば、江戸時代の大衆評論家とでも言うべき森島中良は、一般向けの奇談を多数著している。『萬国新話』、『琉球談』などがそうであり、『紅毛雑話』もまたかなりの人気を博した彼の作品として有名である。森島がその著作で「黒ん坊」の記述をするとき、そこに近世からつい最近に至るまで、連綿として続いてきた日本人の東南アジア観の暗い影を見ることができる。

森島は『紅毛雑話』(天明七年) のなかで、オランダ人からの聞き書きとして、次のような記述をしている [森島中良 1787]。

船中連れて来る所の黒ん坊の事をスワルトヨンゴと云。生國は南海の内、咬嚼巴、榜葛刺、マレイス、ブーギス、マロワル等の土人なり。日に近き国に生る故、色焦れて黒きなり…。性あくまで愚にして強力の者もあり。

ここで言う「黒ん坊」とは、インドの他にマレーなどの東南アジアの住民をも指していることは明らかである。彼らが「黒い」ことの根拠は「日に焼けている」ということであり、そして大切な論点は、「性あくまで愚にして強力の者もあり」という表現からわかるように、体だけは頑丈だが、知性に欠けるという認識を示したことである。この東南アジア観、もしくは南洋観が連綿として明治の日本人に受け継がれていく様は、すぐ後に見ることにしよう。

森島は、同じ本の別の箇所で台灣の住民について論じ、獵奇的趣味をあおっている。曰く [森島中良 1787]、

ホルモウザと云、華人は呼て台灣といひ、…。
俗皆頑愚にして、人を殺す事を好む。

この本のなかでは、衣服を始めとして、穿耳、文身などの台灣住民の習俗などが紹介されていて、読み物としては簡潔に要を得ている。しかしながら「頑愚」という表現は、知性の欠落を読者に印象づける何物でもない。その上に、「人を殺す事を好む」という表現は、「野蛮」、「残酷」、「気味悪さ」という感覚を読者に植え付けていく結果を生んだに相違ないだろう。

森島中良に先立つこと七十余年ほど前に、大阪の医師、寺島良安は通俗的な内容の、しかし膨大な百科事典、『和漢三才図会』を編纂する。興味本意な記述が多いのだが、その中に「異国人物」(巻十三) なる一節がある。東アジアや東南アジアなどの人と暮らしぶりが説明されていて、その中の一駒には台灣(大寃) を扱った箇所がある。その記述は、明らかに原住台灣人についてであり、次の文章からは当時の市井の文人の異族観がうかがえるので、たいへん参考になる [寺島良安 1713 (谷川健一編 1980:258)]。すなわち、

其の人品卑賤にして常に裸形、身甚だ軽捷にて飛ぶが如し。

寺島のこの著作では、異国人を記述するにあたって、卑賤視する際おしなべて「裸」という表現を使っている。まるで「裸」とは野蛮そのものである、と言いたげである。そして台湾住民もその例外を免れなかった。刺青とは生身の体に施した装飾であり、衣服と同じ意味構造を持つにもかかわらず、文身習俗を奇異なものと見なし、裸と野蛮を直接的に結びつける思考方法に囚われていた姿を、この近世の書物には見ることができる。

森島中良や寺島良安の捉えた台湾觀は一世紀後の明治の世になって再現された。先の沖縄漁民殺害事件にまとまる新聞などの論調がそれを証明している。しかも、同じ類の語り口は、その後もさまざまな論者によって引き継がれていく。台湾のみならず、広くアジア太平洋方面にまで視野を広げて考察すると、同様の口調の多いさに驚かされる。ここで鈴木経勲を取り上げてみよう。鈴木経勲といえば、森島中良のような際物作家と違って、名だたる明治の探検家であったし、実際に南太平洋にまで調査旅行し、その経験を書物に著した数少ない日本人であった。彼の見聞に基づくその記述は部分的には優れていて、太平洋の島々の当時の雰囲気をよく伝えているのだが、他方では、それにもかかわらず際物的表現が随所に見出される。

鈴木経勲は、明治十七年にミクロネシアのマーシャル群島に外務省からの出張命令を受けて旅立っている。その目的は、日本人が殺戮されたという伝聞情報を確認するためであった。出発に先立って、彼はミクロネシア住民の残虐性についての風聞を聞き及んで、道中の安全をいたく心配する。すなわち [鈴木経勲 1892 (復刻版 1980: 13)]、

南洋群島の土番はもとより獸類と同じく人肉を食らい、つねに残酷狂暴を逞しゅうする人種なれば、探險の成否未だ期すべからず。ただ命を天運に任せ身を犠牲に供するあるのみ。

この文面には、たとえ日本人の殺戮という事件

があったにしても、当時の人々の脳裏に宿る奇怪なアジア太平洋觀が明らかに滲み出ている。その住民は、人肉を食う獸同然とした存在として捉えられているのである。もっとも、彼は現地に赴いて人情の厚さを知り、彼らとの共感を抱くようになると、それまでの講釈師たちと異なった觀方を持つようになる。彼は言う [鈴木経勲 1892 (復刻版 1980:41)]、

野蛮人といえどもその礼儀の何たるを解し、別離を惜しむの情ある事開明人に異ならざるか。

だが、やはり彼は当時の人々のもつ偏見から自由ではなかった。そしてまた彼の同行者の行為からも、当時の人々のアジア太平洋觀の何たるものかが読めてくる。次の連続的文章を見ておきたい。

しかれども土人は常に偷盜の惡習ありて… [鈴木経勲 1892 (復刻版 1980:18)]。

例の土人の臭氣はなはだしく、余輩は鼻を掩うて王に面せり。王は握手の礼を知り、まず後藤氏に向かい握手す。氏は礼終わるや否や、生来はじめて不潔なる土人に接せし事なれば、堪ゆる能わらずとて急ぎその手を洗いしも可笑し [鈴木経勲 1892 (復刻版 1980:19)]。

土人は物を食するに匕箸なく、また器皿もなし。魚肉果実のごときは大薯の葉に盛り、これを食する猿猴と一般なり。火食を知るとは云うものの、それはただ名のみにして、熟煮するを知らず。物を食する一定の時なく、飢えて食し、渴して飲む。これらの事は禽獸と大差なきがごとし [鈴木経勲 1892 (復刻版 1980:81)]。

父子相犯し、兄弟相通じ、偕老を契りたる夫妻もなし [鈴木経勲 1892 (復刻版 1980:82)]。

今なお人肉を食するの風を脱せず… [鈴木経勲 1892 (復刻版 1980:88)]。

もはや多言を要するまでもない。ここに語られているミクロネシアの住民は「無法者」であり、「不潔」であり、「野蛮」、「不作法」であり、「人倫の道」を解せず、そして「人食い人種」だというわけである。おおよそステレオタイプ化したアジ

ア太平洋觀がここに見出される。

ほぼ同じ時期、『東京朝日新聞』(明治21年7月20日)には、先に触れたように、「タヒチ島見聞録」として遠洋航海の乗組員の談話を基にした記事が連載されているが、その記事にも相似た考え方を見る事ができる。曰く、ソサエティ諸島では「其土人は性質剽悍獰惡」であり、タヒチ島では「遊惰の民多き」ということであった。翌日の記事では、彼らの仕事ぶりが取り上げられている。執筆者は、その住民の和かさにある種の憧れを感じ、その島に一種の樂園らしきものを想定しているにしても、次の記事の件からは、南太平洋の「怠惰」な人々の連想しか浮かばないことだろう。

総て甚だ怠慢にして…就業中も長き煙管を喫へて唯うろうろとなし…。

本島の土民は衣食住の欠乏もなければ、又特別の幸福をも希はず強飲飽食以て上なき楽しみと心得居るなり。

この種のアジア太平洋觀は、その後もさまざまな姿を取りながら、絶えることなく噴き出てくる。竹越與三郎は明治期南進論者の代表的論客であり、その著書『南国記』(明治43年、二酉社)は随所で書評されたほどのベストセラーであった。その竹越をして言わせしめた東南アジアへの蔑視は、まごうことなく当時の時代感覚を示していたのである。その著書のなかで展開した竹越與三郎の論点は、日本の将来の発展には東南アジア方面との関係が密接不可分で、「熱帯を制するものは世界を制す」ということであった。「太平洋を以て我湖沼とするの大業にあり」[竹越與三郎 1910:12]とは、竹越の有名な標言である。しかしながら、竹越にとって東南アジアとは、どのような世界であったのだろうか。その著作のなかで、竹越はマレー人の気質を論じ、彼らは劣等生であると断定している。そして、「何故に馬来人は劣るか」という一節を立て、その理由を考察し、次のような結論を導き出している [竹越與三郎 1910:359-60]。

此熱帯に於ては、天は無代価を以て食物を供給し

て居る。…人、衣食住に心を用ゆるの必要なきがため、努力の必要がなくなってくる。

気候が極めて暑きがため、只其日を懶惰に送れば、即ち足りりとするの外、物を考え、推理し、攻究するという精神上の力が乏しい。

竹越はさながら環境決定論者ようである。熱帯の暑い環境が人間の性格を怠惰にしたと説くその論法は、先に見た近世の文人と何ら変わることろがない。だが今は、竹越の議論はこのくらいに留めておくだけでよい。「怠惰な熱帯」というイメージを定着させるに竹越は大いに関わった、ということを知ればよいのである。

近代国家が整備されるにつれて、日本帝国は海外進出を目論み、植民地を作り上げていく一方で、さらに広い地域にわたっての交流を活発化させ、そのため人々はこれまでにない多くの異なる文化に遭遇することになった。当然のことながら異族への関心も深まり、彼らの生活ぶりを伝える情報も飛躍的に蓄積されていった。しかしながら、台湾を含め、東南アジア、オセアニアについての情報は、依然として眉唾物が後を断たなかつたし、その地域の住民を「怠惰」、「野蛮」として位置付ける思考法は根強く人々の意識のなかに巢食っていた。

2 台湾の植民政策

1) 台湾と「無主の野蕃人」

近世から近代にかけての台湾を始めアジア太平洋の住民に対する、今まで検討してきた通俗的觀方が、單に入々の茶の間の話題にすぎなかったなら、お伽話の世界での井戸端談義と片付けて、それで済んでしまってよかったのかもしれない。しかしながら、先に引用した『和漢三才図会』卷十三(異国人物)に見る次のような文言は、決して疎かにできない。台湾(大寃)についての先の記述に続いて、同書は言う〔寺島良安 1713(谷川健一編 1980:258)〕。

往古は本主無く、中古は阿蘭陀人之れを劫篡(うばい)ひて城郭を構へ、以て日本通路の旅館と為す。是に於て國姓爺と云ふ者有り。…阿蘭陀人を追

ひ、自立して主と為り。

この文章の内容が何を語っているのかは、はっきりとしている。オランダ支配、ついで漢族支配に至る前の台湾は、「本主」がいない状態、つまり支配者がない状態に置かれていた、ということである。オランダ統治以前にも、当然台湾にも人が住んでいた。だが、その住人は裸で暮らしていたほどの「卑賤」の民であり、なんの統治権も持ってはいなかったというのが、同書の立場である。

未開であるがためにその住民には統治権が無いという見解こそ、近代日本がうちたてた植民地支配の基本原則である。この見解は、公式文書においてはすでに明治の初期に出現している。先に触れた台湾での沖縄漁民殺害事件は、一方で日本軍の台湾進駐という事態を迎えたが、他方では日清両国政府の係争問題として、外交交渉の場に持ち込まれた。日本側は事件の責任を追求したのだが、清国側の対応は、その原住台湾人の帰属問題をめぐっていささか曖昧であった。時として「属地」とみなし、時として「化外の民」と言うようである。

だが日本政府は一貫して、中国政府はその住民を「化外の民」とみなしてきたはずだ、と断じてやまない。清国政府がいう「化外の民」とは、日本政府の公式見解に翻案すれば「無主の民」のことをいう。いうまでもなく、その「無主」とは何ら統治者がいないことを意味している。つまり、彼ら住民には台湾を統治する能力に欠けている、と日本政府が宣言したことになる。その事件の結末を整理し、日本政府の立場を明確にした記録文書として、明治八年に『処蕃趣旨書』が出されている。この書（第二欽）によると、その事実ははっきりとしている。彼らを「無主の一野蛮」と規定したその記載内容を取り上げてみよう〔蕃地事務局 1875〕。

貴國從前蕃地ヲ化外ニ棄ツ。則無主ノ一野蛮タリ。
野蕃禦惡、殺戮以テ業トナス。已ニ政紀ナク、法典ナシ。安ソ人國ノ目ニ列センヤ。

ている。それは、「政治体系」や「法制度」を欠くがゆえに、彼らは「無主」である、という見解である。この次に出てくる論理は、「無主」であるがためにいずれかの文明国の支配を受けねばならないということであって、その延長線上には同化政策が控えている。事実、同書では、引き続いて次の文面が登場している。すなわち、同書（第三欽）は言う〔蕃地事務局 1875〕。

我國既ニ自主ノ權ニ仗リ、無主ノ野蛮ヲ伐ツ。…
漸次ニ蕃地ヲ撫綏、我風化ニ帰セシメントス。是我政府ノ意ヲ決シ行フ所ニゾ…

紛れること無く、ここにその後の台湾統治の原則が先取り的に描かれている。原住台湾人は生活様式の上では「野蛮」であり、法的統治能力の面では「無主」であり、それだから「同化政策」が必要だとする植民地側からする論理を、すでに明治初期の日本は用意していたことになる。これは驚くべきことである。もっとも、それに先立つこと150年も前に、台湾の住民を「無主の野蛮人」とみる明治の政治家と同じ考えが、たとえ素朴な表現のままだとしても、寺島良安のような市井の文人の筆から発せられていた事実も見逃すことはできない。こうしてみると、長い年月にわたって通俗的な「野蛮人」観が人々の意識のなかに深い根をおろしていて、その上に立って法的・政治的な観点から彼ら原住台湾人の地位を確定する作業を試みたのが、明治政府であったと言い換えることができよう。

明治二十八（1895）年に始まる台湾の植民地統治とは、このような「無主の野蛮人」観を実地に展開していくものに他ならない。台湾統治にあたって、植民地当局が最初に直面した困難な問題は、台湾住民の土地所有権に関してであった。それゆえ、この土地所有に関する問題を直視することによって、「無主の野蛮人」論とはいかななる内実を伴ったのか明るみにされてくる。

ところで、台湾にはさまざまな来歴を持つ、多様な言語集団が割拠している。そうした人たちに対して、一律に日本の法体系を適応することは難しいことであった。そこで当局は、台湾諸地域を「普通行政区域」と「特別行政区域」とに分別する

この文面には近代日本がアジア太平洋の住民に對して取り続けた基本的態度が露骨にも表現され

ことになる。「特別行政区域」とは、今日、高砂族もしくは高山族と呼ばれる人々が主に居住していて、当時のことは「蕃界」と呼ばれた地域である。「普通行政区域」とは、主に平地に住む漢人の居住地域であるが、サイシャット族、アミ族、ピューマ族など昔から平地帯に住む非漢人系の住民も含まれていた。この「普通行政区域」に住む人たちに対しては、税負担をするかぎり、土地所有権は漢人と同じ法律が適用されていた。

しかしながら、台湾統治の最初から問題となつたのは山地住民に対してである。台湾の中央帶は急峻な山岳地帯をなしてて、容易に人が近付かない地勢を形づくっている。その上、日本統治に抵抗し、首狩りに勤む人たちがいた。このような所でありながら、山地は豊かな山林資源を抱える土地なので、植民地当局にとってはその確保は最重要課題であった。こうして、広大な台湾山地は「特別行政区域」として政府の管轄下に置かれたのである。植民地当局が「蕃地」、「蕃界問題」として統制下に置こうとした地域は、この「特別行政区域」である。

植民地当局は台湾統治の初期の段階では、こうした山地が抱える問題に対処するため、さまざまな制度の改編を矢継ぎ早に行なっている。明治二十九（1896）年には、総督府は民生局のなかに「撫懇署」を設け、原住台湾人の政務一切を取り仕切らせたことがある。その目的は「蕃界」を管掌し、実状にあわせ「蕃務」に就かせるためであった。とりわけ台湾山地には、樟腦を始め豊かな林産資源が横たわっている。したがって、経済的利益を上げるために、絶対的に原住台湾人の掌握が必要とされたのである。

総督府はその仕事の手始めに「撫懇署長心得要項」を発令し、台湾山地民統治に関する政府見解の一片を示した。その要項では、人口調査や風俗習慣を知ることが急務だと述べたうえで、土地所有についての見解を示している。総督府刊行の資料『理蕃誌稿』に収録されたその「心得」の一部を取り上げてみよう〔台湾総督府民生部蕃務本署 1911:30〕。

山林ハ概シテ官有ニ属スト雖モ…太古時代ニ於ケル山林共有ノ状ヲ呈シ各自其ノ好ム所ニ行キテ木

材及ビ薪料ヲ伐採スルノ習慣タリ。特ニ蕃地ニ至リテハ山林ハ彼等ノ城壁、狩獵区、棲家タルノ状況アリ。是等ノ山林ハ總テ官有ト見做スベキハ勿論ナリ

この文章は続けて、これらの山林は将来民有に移管することもありうると述べている。しかしながら、当局者の頭の中には、山地に居住する彼らが現に使用している山林といえども、本来的にはすべて国有林であると、何の疑いもなく考えていたことは確かである。こうした「無主の野蛮人」の考え方を明確に打ち出した人物は、総督府民生部に所属し植民地官僚として名を馳せた持地六三郎である。彼は、総督府の命令に従い、長い間の実地検分をした後、明治三十五年に、その報告書ともいべき「復命意見書」を総督に提出している。その「意見書」は長文であり、「①緒言、②蕃人ノ身分、③蕃地ノ处分、④蕃政ノ既往、⑤蕃政ノ現況、⑥理蕃政策、⑦行政機関及其ノ身分、⑧決定セラルベキ要点」からなっていて、山地の懸案事項を網羅していた。結論を言えば、彼にとって台湾山地は林産資源の豊富な一地域にすぎないのであり、その意味では経済的観点からしか植民地の抱える問題を論じようとしなかったといえる。彼の次の言説は如実にこの立場を語っている。以下の引用は、『理蕃誌稿』に記載された彼の見解である〔台湾総督府民生部蕃務本署 1911:282〕。

予ハ茲ニ蕃地問題ト云フ。何トナレハ帝国ノ主權ノ眼中蕃地ニアリテ蕃人ナケレバナリ。

このように徹底して彼らの主権を否定する発言をしながら、続けて持地は言う〔台湾総督府民生部蕃務本署 1911:293〕。

抑々個人ノ土地所有其ノ他ノ私権ハ國家ノ創設若クハ認容ニ依リテ初メテ發生スルモノナリ。而ルニ生蕃ハ帝国ガ割譲土地ノ取得ノ當時ヨリシテ未タ曾テ帝国ノ主權ニ服從セズシテ反逆ノ状態ニ在リ。国家ハ生蕃ニ對シテ土地ノ所有権其他何等ノ権利ヲモ創設シ若クハ認容シタルコトナシ。彼等ハ現ニ蕃地ヲ占有セルモノハ單ニ事実ニ過ギズ。彼等ハ其占有セル土地ニ就キ其部落ノ共有物ノ如

ク思料スルモノハ單ニ彼等原人ノ觀念ニ過ギズ。故ニ生蕃ニ所有權ナシ。蕃地ハ全然國家ノ所有ナリ。

この一節は原住台灣人の土地権を完全に否認しているが、その根拠を明示したことで重要な意味を持っている。そして長い間、単なる觀念として存続してきたにすぎない「無主の野蛮人」論は、持地によって理論的裏付けが与えられ、はっきりとした実体を持ち、一人歩きするようになる。ひとまず、彼の論理を次のように整理しておく。

- 1 原住台灣人は事實問題として山地を占有している。
- 2 しかし、台灣の土地に対して主権を行使できるのは日本国家である。
- 3 それゆえ、日本国家に服属しない原住台灣人には土地所有権が存在しない。

ここに「無主の野蛮人」論の行き着いた結論があった。持地のこの「復命書」に提案されている事柄のいくつかは、総督府によって採用されてしまうことを考えると、持地の発言はきわめて重い。それだから、この見解は重要である。事実その後も、総督府はこの見解どおりに原住台灣人の土地所有権を認めようとはしなかった。その結果は、彼らは日本によって、そして戦後はといえば日本の政策を引き継いだ中国政府によって、主権を否定された状態に放置され続けたのである。

2) 森林政策の展開と同化政策

さて、今まで無造作に土地所有ということばを使ってきたが、ここでもう少し厳密に、土地所有についての概念を整理しておきたい。所有権ということで含意される事柄は処分権である。それゆえ、個人であれ、団体であれ、特定の物件に対して処分権を持つとき、その個人なり団体は特定の物件に対して所有権を持つと言い換えることができる。次にいかなる土地が所有の対象となるのか、そして誰がその所有主体になるのか、考えていかねばならない。

始めにタイヤル族とルカイ族の民俗語彙を検索し、彼らの所有概念を整理してみよう。タイヤル

族ではキヤ kiya、そしてルカイ族にはヤカイ yakai という語彙がある。いずれも共通して、文脈に応じてそれは、①所有、②所持、③存在の意味を持つ。このうち、所有という概念が、所持や存在の概念と異なるのは、処分権に関わるからである。

ついで、彼らの生業形態とそれに伴う土地利用に触れてみたい。日本統治以後に導入された水田耕作を除外すると、彼らの伝統的な生業形態のうち、主要なものは粟の焼畑耕作であり、それは台灣山地全体に共通していた。農業以外にも、狩猟や漁労は彼らの日常生活にとってすこぶる重要な位置を占めていた。焼畑農業は数年毎に新しく耕地を造成していく必要があるし、狩猟を楽しむためには広大な獵場が必要なので、このような生業を営むためにはかなり広大な土地が欠かせない。しかしながら、土地利用の仕方、そしてその所有関係は、基本的には台灣山地全体にわたって共通しているにしても、仔細に見れば若干の変差があった。以下、筆者の調査した地域のタイヤル族とルカイ族を例に論じてみよう [山路勝彦 1984、1986、1991]。

タイヤル族にとって、伝統的時代の生活の基本は焼畑農業であった。その焼畑地は、利用状況との関係から、名称上、三種類に分類される。すなわち、

コンコマー	qomqomah	現在使用している畑。
ナーカオ	naaqao	畑のうち、第一作の畑。
ナコミ	nakomi	畑のうち、第二作以降の畑。
ゴケイ	goqeい	使用済みとなり、雑木の繁茂している休墾地。

さて、旧慣が支配していた時代に焦点を絞って考えてみたい。かつては、これらの耕地のうち、現に使用している畑には使用者の耕作権が保証されていた。しかしながら、すでに使用済みとなり誰の手入れもなく雑木の繁茂している休墾地、つまりゴケイはその利用する権利を放棄したとみなされ、村人ならば誰もが耕作することができた。土地の処分権は村落に帰していたから、所有主体は村落にあり、村人は耕地に対して占有権を持っていたにすぎない事実を示している。

狩獵について考えてみよう。狩獵の方法には、罠掛け獵の他、犬を連れての本格的な獵など、多様な形態があった。単独での狩獵の他、村人全員が関わる大がかりな方法もあった。いずれの場合も獵域は決まっていて、無断で他村落に入り込んでの狩獵は、領域侵犯として固く禁止されていた。他村落との境界は、山の稜線や河川など自然の障害物によって決定されているのがふつうである。狩獵が許可される領域とは、このような自然環境によって区画された範囲内であり、そしてこの範囲内なら村人の権利が保証されていた。言い換えるなら、この広大な土地は、村人全員の生活に必要な土地として、村落に帰属していたのである。

首長制度を発達させたルカイ族でもほぼ状況は同じで、焼畑地、そして狩獵地はおむね村落に所有権が設定されていた。ただし、多少の違いも見られ、若干の土地には私的権利が設定されていた。民俗語彙にてこうした土地を表記すると、以下の通りである。

- 1 モモア momoa 首長が移住前に持っていた、かつての村落付近の土地。
- 2 トゥーブ tuubu 荒地を開墾して、苦労して造成した個人の土地。
- 3 タチラン tatalan 山中の所々にあって水芋を栽培する僅かばかりの広さの田。

これらの土地は個人の私有に帰し、婚資として利用される以外に、他人への譲渡も可能であった。これらの土地と共に、河川の一部にも私的権利が設定されていた。河川はその形状に応じて名称が異なり、渓谷と谷川とでは区別されている。すなわち、

- 1 カラワヌ kalawanu 渓谷
- 2 タアナヌ taananu 谷川

これら二つのうち、渓谷は村落に帰属していた。これに対して谷川は、その川筋が何百メートルか毎に区切られ、その一区画を村人は私的に所有できたのである。

さて、以上までは筆者の聞き書きによる台湾山

地での土地所有の概略である。そうした記述を総括すると、広大な森林地帯は彼らの生活にとって必要不可欠な存在であったことが理解されよう。焼畑耕作は、耕地を数年毎に造成していくため広い範囲の森林が必要であったし、何よりも狩獵地というものは広大な面積を必要としていた。

こういう現実に対して、日本の植民地当局はどのような政策を実施していったのであろうか。総督府は領台の初期から、森林政策を重点課題として取り組んでいた。とりわけ、初期の段階では森林調査と林野保護取締機関の設置は急務であった。明治二十八（1895）年に、総督府はまず「官有林野取締規則」を施行する。その第一条では、「所有權ヲ証明スヘキ地権又ハ其他ノ確証ナキ山林原野ハ總テ官有トス」という一文を掲げ、土地問題に本格的に取り組もうとした。しかしながら、明治国家体制の成立に伴う地租改正で日本での土地問題では豊富な経験があるとはいえ、台湾は新たに帝国の版図に組み込まれた土地であり、したがって政策立案に関して不備が多かった。その「規則」でいう、「地権」とは何を指すか不明だったこともその一つである〔臨時台灣旧慣調査会 1910:65〕。

所有権を明確にするため、総督府は領台以降継続的に土地調査に従事した。その期間の政府事業を矢内原忠雄に従って要約すると、明治三十一年から三十七年にかけては西部台湾の田園の所有権を明確にし、四十三年から大正三年度には林野の国有・私有の区別を定め、ついで大正四年度から十四年度に至っては林野および東部台湾田園の所有権を明確にする作業が行なわれたことになる〔矢内原忠雄 1929:27〕。

しかし、急峻な地形のため山地の調査はたいへんだった。明治末には中央山地の阿里山で、大正期になって西部台湾の大甲溪上流の八仙山、そして東部台湾の宜蘭県濁水渓の上流地帯で大規模な製材事業は開始されていた。しかし、国有林野を確定し、その利用・開発に関する体系的な調査ははなはだ貧弱であった。国家的観点から森林經營方針を樹立するため、本格的な森林計画事業として総督府が山林調査に着手したのは、大正十四年からである。以後、当初の予定では十五年にわたる継続事業として、森林作業計画調査、森林治水

調査、施業案編成調査を組織だって行い、国家的見地から本格的な山地森林の開発を目指した。それは、優良森林の所在、地勢、樹種などの概況を明らかにし、森林資源を利用・開発するための調査であった。

この調査がいかなる立場に立ち、どのように原住台湾人を扱ってきたのかは、きわめて明白である。そしてここにもまた、あの「無主の野蛮人」論が登場するのを見ることができる。この調査を手懸けたのは台湾総督府殖産局であり、最終的に昭和十一年に『森林計画事業報告書』と題し、上下二巻本、一千ページを越える膨大な報告書を台湾総督に提出している。この報告書では、彼らの土地所有に関して、次のような見解を取っている。すなわち〔台湾総督府殖産局 1937b:253〕、

夫レ蕃人ハ往古ヨリ蕃地ヲ本拠トシ、夫々一定ノ土地ヲ私有若シクハ共有的ニ使用シ其レニ依ッテ生活ヲ為セルモ、彼等ハ文化ノ程度低ク未タ土地所有権ヲ認メ能ハサル状態ニ在リ。翻テ蕃人ノ農耕状態ヲ見ルニ各所何レモ粗放ナル農耕ヲ営ミ耕地ノ如キモ焼畑、切替畑ナラサルハナク、又森林ノ取扱ヒニ於テモ恣ニ放火、乱伐ヲ為シ、之ニ依ツテ年々林野ヲ荒廃セシムルモノ多シ。…之ノ弊ヲ艾除シ且蕃人生活ノ基礎ヲ確立セシムル為ニハ一定ノ地ヲ劃シ土地使用ヲ限定シ、尚其ノ土地ハ蕃人ノ文化向上シ自立ニ耐フル域ニ達スル迄官憲ノ管理ノ下ニ置カサルヘカラス。

この短い表現のなかに森林政策のすべてが凝縮されている。その第一は、文化の程度が低いために彼らには土地所有権が存在していない、という主張である。これはまさに「無主の野蛮人」の考え方を直截的に明言したものに他ならない。それゆえに、彼らの居住する土地は官憲の管理下におくべし、という論理がまかり通る。第二に、森林資源の枯渇の原因を彼らの粗放農業に求め、日本帝国による、しかも今後ますます伐採されていくために起こる資源の枯渇には視線を向けてはいなかったという、開発する側の論理の手前勝手さが一貫して語られていることである。第三には、その挙げ句として、彼らの土地使用を限定すること、いわば土地の囲い込みによって、彼らの生活環境

自体に制限を加え、統制し始めたことである。

すでに昭和三年には、総督府の府議決定によって彼らの「保留地」が決められていた。すなわち、「生活保護上保留を必要とする地域の一人当たりの面積」は、次のように定められた〔台湾総督府殖産局 1937b:254〕。

1 定住地	0.2ヘクタール
2 耕作地	1.8 "
3 用材燃料採取共用地	0.5 "
4 牧畜其他産業増進用地及災害予備地	0.5 "

この算定の根拠は、北海道開拓移民が政府から割り当てられた保留地を参考にし、その土地が一人当たり 2 ヘクタールだったので、それに台湾山地の実状を斟酌して五割り増しとし、3 ヘクタールとしたのである。当時の推定人口を約 8 万人と見積もれば、およそ 24 万ヘクタールが彼らの保留地となった計算になる。当時の「蕃界」は 170 万甲 (165 万ヘクタール) だったので〔台湾総督府殖産局 1937b:13〕、その占める割合はたったの 15 パーセント程度にすぎない勘定になる。

こうして多くの山地の森林が国有林とされ、原住台湾人には生活上の制限が加わった。焼畑用の新たな耕地開墾の他に、用材の確保、日常の燃料の採取活動も、法制上では限定を受けるようになった。しかも彼らに与えられた土地はあくまでも「保留地」である。昭和三年に制定された「森林計画事業規定」での正式の名称に従えば、その保留地は「国有林」として「存置」すべき扱いに準じるもの、つまり「準要存置林野」と呼ばれている〔台湾総督府殖産局 1937b:604〕。

このような土地政策は国家的規模で山林資源を確保・利用するためであって、もちろん原住台湾人の生活の安定を直接の目的としたものではない。「蕃人問題」より「蕃地問題」が優先すると主張した植民地経営の思想は、着実に足場を固めていった。まさしく、原住台湾人のために「政策が樹立・推進されたことは一度もなく、高砂族対策は、基本的には常に統治ないし資本のためにおこなわれた」ことになる〔荻野敏雄 1965:473〕。言い換えると、ここに登場する彼らの姿は日本当局にとってはやはり「無主の野蛮人」でしかなかっ

た。

しかしながら、「統治ないし資本のため」とはいえ、植民地政府当局がよそ者に対して厳しい入山制限を実施したことは、今までみてきた植民地政策の内実とは違った側面を生み出すのに貢献した。政府は、原住台湾人の居住区を管制下に措いたが、これは主として漢人の入植を規制するためであった。彼らは個人的には漢人と交易関係を持っていたにしても、近代的な物資の入手は、山地にあっては個々の村に設置された、警察の管理する「交易所」を通じてであった。その取引は彼らにはけっして有利ではなかったが、巨視的にみれば、平地漢人の市場経済が浸透し、彼らの経済を混乱に陥れるのを、この制度は防いでいたといえる。何よりも漢人商人に対して居住の、そして土地所有の規制をしたことの意義は大きい。圧倒的な経済力を握る漢人商人と競争関係に入ることは、彼らの社会の崩壊を意味したからである。

アミ族の社会変化を論じた中で、未成道男は植民地政府の保護政策、たとえば教育制度や土地売買の取り決めなどの例を紹介しながら、日本統治の果した意義を論じている。彼は指摘している。すなわち、「保護的政策は高砂族の伝統的組織が急激に変化するのを防いだ。義務苦力制さえ、低賃金で農地に縛りつけていたことは却てかれらが土地無き労働者として貧民化するのをとどめた」と〔未成道男 1983:38〕。今しがた、漢人居住者への厳しい入山規制の例を挙げたが、その規制がもたらした結果は、実はこの未成の指摘そのものであった。それに付け加えて言えば、今日、台湾山地を歩いた人ならたいへん彼らの「日本人びいき」に接するのだが、そのような「恩恵」を受けるのも、この入山規制の政策が伏線として潜んでいたからと、感謝しなければなるまい。もし この規制が存在しなかったなら、彼らは圧倒的な漢人の市場経済に巻き込まれ、その結果は、土地を失った原住台湾人の大量創出という事態が生じたばかりでなく、彼らの文化的同一性など余すところなく粉砕されてしまったに違いないからである。

さて、同化政策に話を戻すこととし、今までみてきた土地政策の実を挙げるため、総督府は実に多くの関連する政策を実施していることに触れて

おきたい。その代表は水稻農業の奨励である。水稻農業は焼畑耕作よりも集約的で、生産量も高く、その普及は政府の重要な政策の一つであった。そのために、山間部においても水田を造成したり、あるいは水稻耕作に適した土地へ集団移住させたりして、総督府は積極的にその政策を実行していった。その結果、従来の焼畑農業は次第に衰退し、人々の食生活にも急激な変化がもたらされた。水稻農業はといえば、焼畑農業と比べて労力を必要とするので、人々は仕事の大半を水田作業に向けねばならなくなる。それとともに、狩猟活動が抑制され、家畜の飼育が盛んに奨励されるようになる。すでに述べたように、広大な台湾山地の大部分は政府の手中に落ちている。こうした一連の政策は彼らの活動範囲を著しく狭めていったが、山地住民に対する土地利用の制限自体が、集約的農業の導入と裏腹な関係にあったわけである〔台灣総督府 1945 (1973:105)〕。

土地政策を固め、「蕃地問題」を処理していくにあたって、「蕃人問題」は付随的であった。しかしこのことはその問題を無視していたことを意味しない。「蕃地問題」をより速やかに解決していくために、「蕃人問題」は動員された。具体的に言えば、同化政策を採用して「蕃人問題」の解消を狙ったのである。総督府の用語で言えば、「愛育撫字」政策の遂行であり、その考えは初代総督府の樺山資紀の告示に示されていた〔台灣総督府民生部蕃務本署 1911:2〕。

台湾での同化政策は、日常生活のさまざまな面で実行された。たとえば、馘首や刺青・穿耳の習慣が廃止された他、衣食住の面で日本式の生活様式が導入されたりして、日本化の波は生活全般を蔽うことになった〔山路勝彦 1987〕。こうした同化政策の尖兵は学校教育であった。台湾総督府は領台の初期から学校教育に取り組んでいた。最初は日本語教育が中心であった。総督府直轄の「国語伝習所」が設置されたのは明治二十九年であったが、その後も制度は整備されていき、平地漢人のみならず、原住台湾人をも巻き込んだ教育設備が作り上げられていく。その教育機関の名称は地域により、時代により変化していくのだが、基本的には台湾に三種の初等教育機関を設置したことになる。すなわち、日本人子女には「小学校」を

設置したのに対し、平地に住む漢人には「公学校」、そして原住台湾人には「蕃童教育所」を設け、教育を施した。その機関での目的は、彼らに「皇民化」政策を施すことにあった。

「蕃童教育所」の設置はすでに明治の末期に始まる。授業科目といえば、日本語の習得の他、農業などの実習が中心であった。大正から昭和の始めに至っては、この施設は台湾山中の至る所ではば定着をみた。もとよりこうした機関の設置は同化政策を徹底するためであり、「天皇の赤子」を生み出すことになった。この結果、山地の児童は日本人化への道を歩むことになる。この日本人化の傾向は単にイデオロギーの面だけでなく、子どもたちの遊びの世界にまで深く浸透していく。「かるた」、「めんこ」などといった日本の児童の遊びが持て囃されたのは、その頃であった〔山路勝彦 1985〕。

教育所設立の当初、親たちは日本当局に抵抗し、子どもの就学に反対したが、その子ども達は、比較的容易に学校制度に慣れたようである。彼らは今では老境に入ってしまったが、そこで暮らした教育所こそが、彼らの青春の場であった。山地の教育所の先生には警察官の兼務する例が多く、質の悪さは否定しないが、それでも台湾全体には「熱中先生」は多数、活躍していた。彼らが青春時代を懷かしむ背景には、そうした教育への思いがあったからである。確かに、同化政策は様々な歪みをもたらした。それと同時に、日本政府の統治上の意図とは別に、青春期に受けたそのような教育が、今にみる彼らの「日本人びいき」を醸成していったことも事実である。

3 アイヌと台湾

台湾が日本の統治下に置かれるかなり前から、アイヌが同化政策の対象として取り扱われてきた歴史を日本はもっている。この事実は、台湾での同化政策を問題にするとき、アイヌ問題の考察から重要な示唆が得られることを告げている。実際に台湾問題とアイヌ問題とは深い鉱脈で繋がっているようにみえる。試行錯誤の過程をとりながらも、台湾当局が同化政策を実行するのに強腰の態度を維持したのも、このアイヌでの実地体験を

踏まえた上で自信があったからのようにも思える。それならば、ここでアイヌ統治の歴史を考慮する必要が生まれてこよう。

むろん、アイヌと原住台湾人とは生活環境や社会・文化のあり方は違っている。アイヌは狩猟漁労民であり、原住台湾人は焼畑農耕民である。アイヌの住む北海道、つまり「蝦夷地」は、江戸時代から「皇國の北門」と考えられてきた歴史的特異性がある。原住台湾人は、日本人からかつては「蕃人」もしくは「生蕃」と呼ばれていて、これに対するアイヌは「土人」もしくは「旧土人」と呼ばれていたが、この呼び方の相違はそれぞれに対する捉え方が微妙に異なっていたことを示しているのかもしれない。このようにして、大方の日本人の眼には両者は違った存在と映ったかもしれないが、日本政府が近代の歴史のなかでとった政策を注視してみると、意外に似通った面が透視されてくる。それならば、改めて日本近代が実行したアイヌへの政策を概観し、どのような面で両者が関連性を持っていたのか考えてみる必要性に迫られる。

アイヌと日本政府との関係は、長い歴史のなかで有為転変としている。とりわけ、明治二（1869）年、明治政府がそれまで通用していた「蝦夷」なる呼称を廃止し、「北海道」と改めて以後、アイヌ人に対して採用された基本原則は、一貫して同化政策だった〔高倉新一郎 1972、海保峯夫 1974〕。もっとも、この同化政策を取り上げるときは、江戸時代の幕府の対アイヌ政策に遡って考える必要がある。この点に関する蓄積は相当量に達しているが〔たとえば、高倉新一郎 1972、海保峯夫 1974、菊池勇夫 1984、北海道・東北史研究会 1988〕、ここでも概略を見ておく必要があろう。

江戸期の前半、松前藩が北海道の一部に拠点を築いていた頃、蝦夷地はなお、日本人の支配の及ばない地域であり、蝦夷地の住民は交易相手であった。しかししだいに商業活動は内陸にまで及んでいく、彼ら固有の河川の漁場を管理下に置くようになると、両者の間には軋轢が生じ、時としてアイヌの反乱が起つたりした。そればかりか、北方からのロシアの進出は幕府にとって脅威であった。こうして、江戸幕府も対応を迫られ、寛政十一（1799）年に蝦夷地は幕府直轄領になる。

さて、ここで問題が生じる。幕府がその政策を断行した際、アイヌに対する彼らの法的主権を認めていたのかどうか吟味することが、何よりもまして重要である。結論的に言えば、台湾住民が「無主の野蛮人」と規定され、法的主権の一切が認められていなかった事実はすでにみたが、アイヌに対してこのような見解が古来より一貫して採用されてきたとは言いがたい。もとより蝦夷地は古代から識者には知られていたし、その住人は現実に北日本の商人にとっては交易相手であり、そして彼らは何度も反乱を起こした経歴を持っていて、台湾の場合と比べられないほどその存在は重かったはずである。このような蝦夷地の住民に対して、幕府の採用した方針は彼らを「服従」させることであった。その事実は容易に確認できる。たとえば函館奉行、松前奉行として蝦夷地經營にあたった最高官僚の羽太正養は、退職後、在任中の記録を基に『休明光記』を著わしていく、その書物のなかで、幕府の蝦夷地行政がいかなるものだったのか、適切に解説し、現場の最高官僚としての蝦夷認識を示している。彼の蝦夷行政に対する持論は、従来の松前藩の政策を改め、同化政策を唱えることであった。以下、彼の主張を取り上げてみよう [羽太正養 1807 (1978:38)]。

専ら和語をつかひならはせ、或時は連々に五常の道をも教へ、いろは文字をもならはせ、もしくは本邦の風俗にあらためる事を欲る者有る時は、その意に隨がってこれをめし、…往々は耕耘の道をも教へ、百年の後は、蝦夷地一円盡く本邦の如くにならむ事を旨とすべし。

この一節のなかに彼の同化政策の根本的命題が述べられている。そして、百年もたたぬうちに、北海道として日本政府の所領となった蝦夷地の住民が日本人として同化される道を歩んだのは、羽太正養の目論見どおりだったといわねばならない。さしあたっては、彼の先見の明を認めておくことにしよう。彼の論点で重要なことは、このような同化政策を実行するには、「夷人の服従を第一に」 [羽太正養 1807 (1978:39)] 図らねばならないということである。ここで言う「服従」とは、日本古代の文献から引き続いて遣われていること

ば、「服属」と同義であろう。アイヌに関しては、主権を持った存在と一応は認めながらも、自己より文化的に、あるいは経済的に劣るがゆえに、隸属しなければ発展はありえないという思考が、その概念の中心にある。たとえ隸属関係だとしても、彼らの領域についての認知は存在していたわけだから、ここで使われる「服従」という概念は「無主」の概念とは異なっている。それゆえ、アイヌに対する観方は原住台湾人に対するものと根本的に異なっていたことになろう。にもかかわらず、一度「服従」関係が成立すると、次に同化政策が導入された。

もっとも江戸時代全体を通しては、アイヌに対する幕府側の態度は首尾一貫したものではなかった。北海道自体が、松前藩の所領であったり、幕府の直轄領であったりして、一定していなかった事実がそれをよく表している。時として、徳川幕府は蝦夷の日本化に対して警戒していたこともあった。だが、北方からのロシアの圧力が高まってくるにつれ、蝦夷地を幕藩体制の版図にひきいれるために、蝦夷地対策は重みを増していく。そしてきわめて重要な政策決定がその流れのなかで生まれていく。寛政十一年、つまり幕府が蝦夷地を直轄領と定めたその年に、「蝦夷地御用之御趣意支配向江申渡之書付」なる通達が出されていて、その文面からは幕府の蝦夷に対する基本的姿勢がうかがえる。それは、日本化が政策大綱として据えられたことを語っている。『休明光記』(付録・巻之一)に記載されたその文面の一部を取り出してみよう [北海道庁 1936:550]。

夷人共日本詞遣ひ候事制禁之由ニ候得共、此度御用之地内は其禁を相止メ、専ら和語を遣ひ候様申教へ、往々和人に変化いたし候様教育可致事。

近世では、アイヌの日本語の使用を禁止していた時期がかなり長く続いていたことがあった。その理由は、和人との接触を制限し、彼我の区別を明確にするためであった。しかし、しだいに日本の商人などが彼らに接するようになり、しかも蝦夷地をめぐるロシアとの確執が起こってくるにつれ、幕府もそれなりのアイヌへの対応が必要であった。上にみたこの文書は、交易関係がある特定

範囲内という限定があるにせよ、従来禁止していた日本語の使用を勧め、日本人化するよう説いているのである。

幕府のアイヌ対策はしばしば変更されたが、幕末に至っては、日本語の使用を促進するよう通達を出し、衣食住などの日常生活の諸側面で彼らの伝統的な習俗の改編をもくろんでいた。だが、このような同化政策が強力な国家統制の基で進行していった時期は、明治政府の樹立以後である。幕末期の江戸幕府の対アイヌ政策を踏襲しながら、明治四（1871）年、政府は次のような通達を出す〔北海道出版企画センター 1981:49〕。

- 1 死亡ノ者有之候共居家ヲ自焼シ他ニ転住等ノ儀堅可相禁事
- 1 自今出生ノ女子入墨等堅可禁事
- 1 自今男子ハ耳環ヲ著候儀堅相禁シ…
- 1 言語ハ勿論文字モ相学候様可心懸事

そして、明治九（1876）年には、日本式の姓氏を名乗るよう通達を出している。すなわち〔北海道出版企画センター 1981:50〕、

旧土人是迄姓氏不用者有之候処自今一般姓氏相用
フヘシ

しかしながら、このような政府の方針が通り一片の法令で人々のなかに浸透していくはずはない。そしてまた、政府はこれらの生活習慣だけを取り上げて、アイヌの日本化を迫ったわけではない。土地政策の実行、教育制度の樹立、こうした大きな事業を遂行しながら生活の隅々にわたっての同化政策を試みたのであって、それだけいっそうアイヌの日本化は進展していった。そこで、まずは土地政策について整理しておく必要がある。

明治政府の土地政策の方針は、初期の段階では必ずしも一定はしていない。一般的に言えば、政府は北海道を開拓するという名目で日本各地から多数の入植者を導入し、土地を分与する政策を実施したのだが、この初期の段階でアイヌをも巻き込んだ土地私有制度を作り出していこうとした。アイヌに対しては農業を積極的に奨励し、もし開墾に応じる人がいれば、住居や農具を与えるとい

う法令を明治四年に公布した後、翌年には「地所規則」を制定する。その第七条で、アイヌが長い間馴れ親しんできた土地について次のように定めている〔北海道出版企画センター 1981:37〕。

山川沢從來土人等漁獵伐木仕来シ地ト雖、更区分相立、持主或ハ村請ニ改テ是又地券ヲ渡、爾後十五年間除租。地代ハ上条ニ準スヘシ。

この「地所規則」は一般的に「寄留人」などの入植者に土地の私有を認め、かつ税制の面で優遇措置を講じた内容のものだが、アイヌに対しても土地私有を促し、かつ彼らとほぼ同じ優遇措置を与えようとしたものである。しかしこの措置は、数年後の明治九年に、後で見るような別の法律を制定しなければならなくなった事情を考えると、失敗したと言わざるをえない。だが、アイヌに対する法的規制がどのように企てられたのか検討する前に、アイヌの伝統的な土地所有概念をここで整理しておく必要がある。

狩猟漁労の民であるアイヌにとって、大地は生命の糧を提供してくれる自然の食糧庫である。とりわけ漁労活動を営むうえでは、河川の存在は重要であり、日高地方を例に取ってみれば、人々は河川の流域に自己の領域を確定し、排他的な土地利用を行なってきた。この排他的な領域はイオル iwor と呼ばれ、コタン kotan と称される地縁集団によって所有されていた。旧慣時代には、このイオルへの無断侵入は許されないという掟が厳しく守られていた。これよりして、アイヌは土地の個人私有という概念はなく、その土地所有の主体はコタン、つまり地縁集団であったといえる〔泉靖一 1952:213-29〕。

近世においては、日本人との接触の頻繁な地域では、アイヌは幕藩経済体制に組み込まれていたので、伝統的な土地観は大いに変容していったに違いない。しかしながら、明らかに明治政府の採用した初期の土地政策、つまり私有化を認める政策はアイヌの置かれている実状とは相容れなかつたはずである。明治九年にそれとは相反する新しい政策を政府は打ち出していることからみて、その推測は正しいであろう。その新政策とは「北海道地券発行条令」であり、その条令の中で、「河岸

海岸等ハ総テ官有地」(第三条)とし、また「山林川沢原野等ハ当分総テ官有地」(第十五条)とするなど、土地の国有化を進めていく。アイヌについてもことさら一項を設けて言及し、第十六条で彼らの土地はすべて国有化すべきだ、と次のように規定している〔北海道出版企画センター 1981: 43〕。

旧土人住居ノ地所ハ其種類ヲ問ス当分総テ官有地 第三種ニ編入スヘシ

明治国家のアイヌに対する支配は、土地を国有化することで、名実ともに整ってきた。だが、アイヌ自身に対する政策を具体的な形で確立しておかねばならない。そこで、土地の国有化の過程で、同化政策を実施するとともに、彼らに農業を教え込む政策が現実課題として登場してくる。すでに明治四年、政府は「開墾致候土人へハ居家農具等被下候(以下、省略)」という通達を出し、積極的に勧農政策を推進していた。

勧農政策は決して滞りなく進展していったわけではない。勧農に励めば励むほど、従来の狩猟漁労生活から逸れるわけであって、その政策を実行することは伝統の放棄を意味していたからである。こうした情勢下、明治十五(1882)年に根室地方は悲惨な飢饉に襲われた。天候の不順に続いて、本土からの入植民が相次いで、彼らの狩猟漁労の縛張りに浸透した結果、獲物の捕獲高が著しく減少したことに、その原因はある。この事態に直面して当時の根室県は、五年間の時限立法を設け、農具を与え、馬鈴薯やトウモロコシなどの種子を給し、農耕を彼らの生活のなかで定着させようと試みた。そして土地を貸与し、開墾を奨励する方針を打ち出す〔谷川健一編 1972:516-19〕。

明治三十二(1899)年に公布された「北海道旧土人保護法」は、こうした諸政策の集大成である。この法律で重要な点は土地政策をめぐってであり、そして他に、①勧農政策、②疾病・医療施策、③教育制度の整備、などが主眼点となっている。このうち、教育制度の整備とは、同化政策の直接的な基盤を確立するためのものであり、従来、たとえば「教育所」という名称のもとで散発的に試みられてきたアイヌ教育に法的根拠を与えたもの

と位置づけられる。以後、「旧土人小学校」が制度としてはっきりと定着をみるようになる〔竹ヶ原幸朗 1983、北海道教育研究所 1963〕。修身、国語、そして算術や農業などの実技が、やはり台湾の場合と同じく、授業科目として教えられることになった。この後、アイヌの同化は急速に進行していった。

同法案の最大の眼目である土地政策は、農業の奨励と関連している。農業に従事する者に対しては、一戸につき一万五千坪の土地を無償で下付することをうたったこの法律は、しかしながら、アイヌの土地所有権を認めたものではない。その第二条で、相続による他は他人に譲渡することを禁止していること、質権・抵当権・地上権・永小作権の設定を禁止していること、などがその事実を物語っている。明治政府の立場は彼らに「下付」したにすぎないことになる。以後、この法律は何度も改正されながらも、今に引き継がれていく。

明治初期から三十年代に至るこの時期に実施された、これら一連の法的措置を見ていくと、台湾統治のため総督府が採用した政策と驚くほどの一致点があるのに気づくことだろう。土地の国有化、勧農政策、そして同化教育、いずれにおいても、遠く北海道と台湾と地理的距離があるにもかかわらず、その理論的背景が通底していたことは確かである。ただし実践面で、たとえば実際の政策の立案過程で両者が協力体制にあったかどうかは、不確かである。

だが、民間においては、一方でアイヌ人への、そして他方では原住台湾人への教育をめぐり、両者の間で交流があったことは事実である。吉田巖といえれば有名なアイヌ教育者であったが、彼は昭和の始め台湾の教育制度を視察のため訪台している。これより先、大正末には、台湾のアミ族の学校で久しく校長として赴任していた山本英雄がアイヌ教育視察のため、樺太、北海道を訪れている。そして、兩人はそれぞれ携わってきた教育問題について情報と意見を交換する。

山本は台湾にあって、アイヌが存続していくためには、「同化シ雑婚(和人トノ結婚)スルコト」がたいせつだという考え方を持っている。台湾での教育に関しては、彼は、植民地になって日がまだ浅いため、アイヌの同化教育には及ばないと反省

する。このようにして彼が、アイヌに興味を抱くのは、「蕃人ト殆ンド其習俗ヲ同ジウセル」からであった。どのような意味で習俗が同じといったのか正確にはわからないが、山本はアイヌ教育から多大の示唆を受けたようである。彼は吉田にこう書いている。すなわち、「先生ノ御高説ニ大イニ響鳴シ蕃人教育ニ就イテ多大ノ裨益ヲ享ケタル所ニ有之」という〔吉田巖 1974:29-30〕。

二人は共に民間の教育者にすぎない。だが、そうといつても両者における意志の疎通は何を語るのだろうか。思うに、アイヌ人と原住台湾人との両者に対して通底していた当時の思潮がこのような発言を招いたというべきだろう。多分に、当時の人々の考えるアイヌ人観と原住台湾人観との相似性がこのような表現を生み出していったと思われる。両者に対するときの日本人の考え方意外と距離が近く、植民地政策もこのような思考基盤に立って実行されていったと思われる。

4 日本の人類学と人類学者

ここで話を一転したい。植民地経営に取り組んだ当初から、総督府はさまざまな研究調査を行なってきた。原住台湾人が何者なのか、その実態を捉まえなくして政策は効果をあげえないからである。他方、民間の中でも、この日本国家への新入り分子に関心を寄せる者が多く、多様な分野の人たちが調査活動に従った。一介の旅行者も、小説家も、その場当たりの評論家も原住台湾人の風俗習慣について論じていたし、人類学者もまた、こうした調査気運の流れに沿って研究活動を行なってきた。こうして実際に厖大な記録類が今日に至るまでに残されている。むろんこのような記録類には精粗がつきものだし、立場に応じて内容も多様である。今、これらの成果をすべて回顧してみるとやはりはない。総督府側に立つ調査が何を目的としていたのか、そして当時活躍していた専門家としての人類学者の研究調査の基調は何であったのか論じてみるのが、ここでの主題である。

最初にはどうしても次の一般向けの紹介書を挙げておくかねばならない。それは『風俗画報』であって、台湾を領有した翌年、この大衆向けの代表的雑誌は数回にわたって台湾特集を試みている。

「台湾土匪掃攘団会」と「台湾蕃俗団会」と銘打った特集記事が、それである。これらのうち、原住台湾人を対象とした特集は後者であって、明治二十九年十二月に発行され、「遍く生蕃地を跋渉し、其の地理風俗等を詳悉」したという一福岡県人の談話に基づいた記事が掲載されている。内容に関しては、「山川の形勢より、制度、文事、算数、暦日、并に衣食住、冠婚葬祭、職業、産物」など、多枝にわたっていて、しかも図入りで解説されているのが、際立った特徴となっている。

原住台湾人関係の紹介物のなかでは、たぶんこれが包括的に書かれた記述としては最初の出版物であろう。その記述には、時として突拍子もない間違いがある。だが、当時の人が異文化のどこに関心を寄せていたのか、それを通して知ることができ、興味深い。概括すると、日常生活全般にわたり、そして次に彼らの出自ないしは系統関係に関心が集まっていた様子がこの雑誌記事の記載からわかる。系統関係といえば、彼らを「北蕃」と「南蕃」とに分けた後で、両者についての次のように解説している点に、関心がもたれる。まず「北蕃」については、容貌、骨格、農事やその他の労働の風、そして言語をみると、九州地方の山間に居住している人たちに類似しているという。これに対して、「南蕃」は「マニラ地方の渡来人種」かもしれないと推定する。

自己の世界に引付けて異文化の解説を試みる方法は、今なら安易すぎると批判が起こるかもしれない。それとは裏腹に、生活習慣の異質面の単なる記述だけからは、興味本意という謗りを受けるかもしれない。だが、欠陥をあげつらうために、今ここに取り上げたのではない。行きずりの旅行だけで簡単に入手できるような事実の報告でも、情報が乏しい時代には貴重である。むしろこの雑誌は、彼我の世界の違いを念頭において、異質の生活事象の事実のみを淡々と記述するのが目的であったように見える。明治期の記述には、往々としてこのような平板な、そして時には粗笨な類が多い。そして人類学的研究に限定しても、その初期段階はこの程度の水準から出発していたのである。

台湾の人類学的研究が鳥居龍藏と伊能嘉矩から出発したと考えるのに、あるいは異存を挟む向き

もあるかもしれない。鳥居龍蔵は考古学者、もしくは自然人類学者であり、伊能嘉矩は文献研究を得意とする歴史家である。しかしその業績は人類学研究と切っても切れない内容を持っている。伊能は聞き取り調査にも従事しているが、その業績からみると、まさに書斎派の文人という相応しい。歴史文書を自在に操り、領台直後ほどなく明治三十七（1904）年に『台湾蕃政志』を著す。これはオランダ統治から始まって「理蕃政策」の歴史を描いたもので、その後のこの種の研究の礎となつた書物である。さあたって彼の業績からは二つの事柄が浮かび上がってくる。第一は、台湾諸族は言語・文化的に多様なのに、当時はその系統関係は十分に知られていなかったという事実である。この事実から基礎的な調査の必要性が出てくる。第二は、彼は総督府の嘱託として活躍してきた人物である。この事実から、植民地経営を支えるために歴史学を始めとして様々な分野が動員されたことを知ることができる。

他方、鳥居龍蔵はすこぶる行動的で、彼の学問的営為はその後の人類学のあり方を示唆しているようで、興味がそそられる。鳥居は現在の「日本人類学会」の前身、「(東京) 人類学会」の古くからの会員で、精力的に野外調査に精を出した行動派の学者であった。彼自身は台湾のほか、中国大陆の各地で調査活動を行なったが、その調査報告は量的に龐大であり、学会機関紙「東京人類学会雑誌」の常連の投稿者であった。台湾に関して言えば、その論文は台湾諸族の系統関係を確定する作業を始め、身体測定、物質文化、さらには刺青などの生活習慣の調査など多面的であった。しかしながら、当時の学界に大きな寄与を為した鳥居の営みはすこぶる奇異である。一面だけを取り出すと、彼の海外調査は「日本の帝国主義的侵略と密接な関係がある」[寺田和夫 1981:80]と言えるのかもしれない。たとえば、「遼東に赴いたのは日清戦役の直後（明治28年）だし、翌年の台湾入りは遼東還付・台湾併合直後、二度目の満州入りは日露戦争直後、（明治38年）、東部シベリアの第一回調査はまさにシベリア出兵（大正8年）の年であった」[寺田和夫 1981:80]。因みに、台湾には明治二十九年から三十二年まで四度、渡っている。

だが、彼の論文を読むかぎりは、小さいときの考古学少年がそのまま大人になったような、一途な好事家であって、とても植民地主義のイデオローグといえるものではない。なによりも、彼の海外調査は、「経済的にも組織という点からも、むしろ情けないほどみじめだった場合が」多かったという[寺田和夫 1981:80]。鈴木も鳥居にまつわるエピソードを紹介している。すなわち、当時の台湾調査といえば、まだ馘首の習慣があったわけだから、命懸けであったはずなのだが、「当時の台湾総督乃木希典将軍に調査の許可を得たおり、厚意により申し出のあった護衛を断り、同行五人で僅かな情報を頼りにして島に上陸した」[鈴木尚 1976:621]。そのときの決死の心情を鳥居は自ら述べている。すなわち、「或いは不幸にして彼等の毒手の下に生命を落すやも相はかられず候。しかしこれは天命とあきらめ致し方これなく候」[鳥居龍蔵 1897 (1976:593)]。

鳥居の行動はむしろ天驅ける野人という印象を与える。あるいは、彼は「冒險野郎」と呼ばれるに相応しい。そういえば、彼の経歴も日本のアカデミズムの世界からはかなりはみ出ている。彼は小学校中退の学歴しかない。努力の甲斐があつて東京帝国大学の助教授になったものの、人間関係のトラブルでその大学を去った経歴の持主である。こうしてみると、植民地主義と関連はしながらも、植民地政策の実践過程にはさして登場することもなく、そして官製アカデミズムとはどこかぎくしゃくした関係にあるという、後の台湾での人類学研究が辿った道筋を、すでに鳥居は暗示していたかのようである。野人といえば、『台湾蕃族志』の著者である森丑之助もまたそうである。生まれながらの虚弱体質で学歴がないこの人物は、たいした資金援助もなく、たいていは単独行動で台湾山地を限無く踏破したという情熱の持主である。彼にしてみれば、その仕事は道楽であったという。[森丑之助 1917:1-21]。ここにも無邪気な冒險野郎が活躍していたことになる。

さて、「東京人類学会」が拠点となって台湾関係の発表が蓄積されていく一方で、台湾総督府も独自の調査活動を行なっていた。山地開発が「蕃界問題」として緊急の課題であつことはすでにみておいた。それに伴い、そこの住民についての詳し

い情報が必要だったので、さまざまな調査を実施する必要に迫られていたわけである。折しも明治二十九（1896）年、時の総督・乃木希典は就任早々、政府として取り組むべき課題を提示している。以後、これらの課題を解決すべき調査が企画されたので、この総督の指示した課題は大切である。その課題をみていくと、どのような事柄に関心が向けられていたのか、総督府の統治方針が読めてくる。次に記してみよう〔台湾総督府民生部蕃務本署 1911:47〕。

- 1 蕃人鎖国的感情ノ矯正
- 2 蕃人殺人ノ厳禁
- 3 蕃人迷信ノ攢破
- 4 蕃人ノ授産並ニ衣食住ノ改良及ビ其ノ智能ノ啓発
- 5 蕃地ノ踏査及ビ交通
- 6 蕃地開墾及ビ森林產物ノ利用

これら六点は、大別すると二点に絞られる。その一つは、馘首や呪術の禁止ということを含め、生活様式全般にわたって伝統的慣習を放棄するよう仕向け、近代的な法秩序に彼らを取り込もうとしたこと、第二番目は、道路網を整備しながら森林資源を中心として山地の開発を促したことである。森林資源がはらむ問題についてはすでにみておいた。第一の点は「衣食住ノ改良」が強調されていることからわかるように、具体的には、男子には半袴を着用させ、味噌・納豆などの簡易な滋養食品の製造を教え、壁には窓を取り付け、便所を設けさせるなど、生活環境の改善を迫る内容である。つまり、総督府にとっての緊要なる調査課題とは、環境衛生や経済発展の観点からみての実学的な性格を持つものであった。

植民地統治の実際から、政府が実学を期待し、現実の調査結果をすぐに政策に反映させることをもくろむのは、当然であろう。しかしながら、植民地行政と人類学者の営為との関係は、実のところ複雑である。確かに、この種の調査は行政側の管理下に置かれている地域で行なう以上、その調査は最初の段階で何らかの形で行政との接触を持たなければ始まらない。しかしながらこの事実をもって、直ちに人類学を植民地行政の直接の落し

子であるかのように性格づけてしまうのは、事実をあまりにも単純化した短絡的な発言と言わざるをえない。むしろ人類学者は、植民地経営に直接的にもしくは意識的に関与してこなかったと言う方が事実に近い。原住台湾人の調査自体は、人類学者も行えば、植民地政府関係者も行なっている。そして、それぞれの目的も異なっている。それゆえに、この両者が研究調査という名目で、それぞれがいかなる立場に立ち、何を志向していたのか、今少し注意深くみていくことが肝要である。

最初に、政府側に立つ調査研究から吟味していく。確かに、明治から大正の始めにかけて、いくつかの研究団体が総督府との深い関係で誕生している。たとえば明治三十一（1898）年には、「蕃情研究会」が成立する。「台灣ニ於ケル蕃地蕃人ニ關スル諸般ノ事項ヲ調査研究スルヲ目的」として設立されたこの研究団体は、機関紙『蕃情研究会誌』を発行する。敢えなく三号で終刊してしまったとはいえ、伊能嘉矩、小川尚義、鳥居龍藏などの著名な学者が論文を寄稿していて、学術雑誌としての体裁を保っている。だがその一方で、この研究団体が植民地行政と関係深い事実は、たとえば名誉会員に歴代の総督の名が列ねてあること、総督府および関係地区の官衙に依頼して調査することを明言していること、などから認めねばならない〔蕃情研究会 1898:96-101〕。

明治三十三（1900）年には、総督府民生部に「台湾慣習研究会」が設立され、定期的に『台灣慣習記事』を刊行する。この雑誌は七巻まで刊行され、漢族を含め台湾人全体にわたる慣習調査の報告が掲載され、一時期の活況をみた。植民地統治のためにには体系だった慣習法の理解が不可欠、と当局の高官が積極的にその研究を奨励したためである〔後藤新平 1898:28〕。

先に挙げた『(東京) 人類学雑誌』には、鳥居の他、多様な顔ぶれが実地報告を寄稿していて、活気を呈している。だが、この期間の人類学に関わる調査・研究活動は「臨時台灣旧慣調査会」を抜きにしては語られない。この組織は、法制および農工商経済に関する旧慣を調査する目的で、台湾総督府のお声がかりで明治三十四年に専門的な研究機関として設立された。多様な分野に取り組んだが、その一部は台湾漢族の法制調査に従事し、

明治三十六年から四十四年迄に『台湾私法』(四巻六冊、付録参考書七冊の計十三冊)を、明治三十八年から大正四年までに『清国行政法』(六巻七冊、索引一冊の計八冊)を刊行した。

この組織は明治四十二年から原住台湾人の調査に取り組み、その成果を大正二年から順次、出版している。その後いったん解散するが、大正八年に「蕃族調査会」が総督府内に新たに組織されると、これが新たに今までの「臨時台湾旧慣調査会」の仕事を引き受けことになる。この時期は佐久間総督の統治時代とも重なり、植民地の経営方針が大きく変わっていった時代にあたる。明治四十三(1910)年からは「五ヵ年理蕃事業」が開始され、やがて統治方針も「討伐」から「撫育」へと転換されていった時代である。さて、この「蕃族調査会」の設立理由は、「蕃人ニ関スル慣習ヲ調査セシムル為メ」[台湾総督府警務局 1932:512]であり、今までの「臨時台湾旧慣調査会」が担っていた業務のうち、とりわけ「蕃人」研究の専門化を図ったものにはかならない。この一連の調査を通して重要な成果が公表された。対象とした地域もほぼ台湾全域を含んでいて、その刊行物は現在で言う「民族誌」としての形式と内容を備えている。以下、「臨時台湾旧慣調査会」とそれを引き継いだ「蕃族調査会」が出版したその刊行物を、対象とした地域と刊行年、そして編纂責任者とを列挙してみると、次の通りである。

『蕃族調査報告書』

アミ族、ピューマ族	大正二年	佐山融吉
アミ族	大正三年	佐山融吉
ブヌン族（前編）	大正四年	佐山融吉
サデック族	大正六年	佐山融吉
タイヤル族（前編）	大正七年	佐山融吉
（後編）	大正九年	佐山融吉
ツォウ族	大正十年	佐山融吉
パイワン族、サイセット族	大正十年	佐山融吉
『番族慣習調査報告書』		
タイヤル族（第一巻）	大正四年	小島由道
アミ族（第二巻）	大正四年	河野喜六
サイセット族（第三巻）	大正六年	小島由道
ツォウ族（第四巻）	大正七年	小島由道
パイワン族（第五巻ノ一）	大正九年	小島由道

(第五巻ノ三) 大正十一年 小島由道
 (第五巻ノ四) 大正十年 小島由道
 (第五巻ノ五) 大正九年 小島由道

これら刊行物と並んで、大正四年には森丑之助による『台湾蕃族図譜』全二巻が、大正六年には先に触れた『台湾蕃族志』が、ともに臨時台湾旧慣調査会から出版されている。こうしてみると、この時期はまさしく台湾総督府が相当な熱を込めて調査活動に励んでいたことになる。そして、後の人類学的研究にしばしば引用される基礎的資料はこのような精力的な活動によって収集されたのである。

総督府はさらに「生蕃研究会」を大正二年に発足させ、機関紙『蕃界』を刊行した。これも三号で終刊した雑誌であるにしても、後援団体は総督府民生部蕃務本署、つまり原住台湾人関係の行政を管掌する総元締めが当たっていたことで、この時代の流れを擋むに便利である。投稿原稿をみると、彼らの生活習俗の単なる記述から理蕃政策に関わる事柄など、内容的には多彩であるが、もとより官製の雑誌にはかならない。この研究会発刊に際しての「趣意書」はこういう〔生蕃研究会 1913:2〕。

惟フニ其馘首ノ陋俗ハ如何ニシテ之ヲ矯正スヘキカ、其智能ノ蒙昧ハ如何ニシテ之ヲ啓沃スヘキカ、…之ヲ攷覈シ之ヲ研鑽シ彼ノ榛狉ノ境ヲシテ熙臯ノ化ニ浴セシムルニ務ムルハ實ニ我在台宦民ノ責務ニアラスシテ何ソヤ

このいささか凝った古文調の文章は、何のことではない。「能力の劣った彼らを文明の道に引き上げなさい」という趣旨の、「理蕃」政策の常套文句に他ならぬ、この雑誌はそのための資料や情報交換の場にすぎない。

だが、ここに驚くべき事実がある。総督府が植民地経営の基盤を整備するために、学術調査を企画し、実施し、そしてその成果を誇っていたとき、実は、前節でみた総督府の山地行政に真向から対立するような調査報告が刊行されていた。総督府が関わった、先に挙げた『蕃族調査報告書』および『番族慣習調査報告書』を詳しく検討してみよ

う。それらは、量的に厖大であるとともに、内容的にも詳しい記述がみられるということで、現在でも引用され、資料として貴重である。まず第一に言えることは、衣食住、宗教・儀礼、家族・親族組織、慣習法、土地制度など、多枝にわたる内容を網羅している点である。第二に、民俗語彙を用いて記述していることで、それまでの粗略な報告とは異なり、彼らの信念体系を知る手掛かりを今に伝えていることで、大切である。むろん、どの調査報告にもありがちな事実誤認はあるし、ベタ記述のため読者には臨場感が伝わらず、理解に苦しむ点が少なくない。

このような欠陥にもかかわらず、小島由道の編纂による『番族慣習調査報告書』(第一巻)に記載されたタイヤル族の土地制度の記述は重要である。いささか雑然としていて誤解を生むような要素を得ない箇所がみられるとはいえ、所有権の存在を明示した次の記述に接すると何人も驚きの声を上げざるを得ないだろう。以下は、そこからの引用である [臨時台湾旧慣調査会 1915:256]。

タイヤル族ニ於テモ財産所有ノ觀念ハ早く既ニ發達シ、耕地、住屋、被服、器具、其他諸般ノ物件ニ付キ各其所有主アリテ他人ノ之ヲ侵害スルコトヲ許サス。

このように述べた後、「キヤー」なる民俗語彙を取り出し、それには「存在」と「所有」の意味があると指摘する。次いで、具体的に論を進め、タイヤル族に固有な土地権があることを認め、次のように言う [臨時台湾旧慣調査会 1915:257]。

土地ニハ無主ノモノナク個人ノ所有ニ属セサルトキハ其族衆ノ共同所有ニ属ス

こう指摘した後で、森林、耕地、水流などを挙げ、そして地域的変差を例示しながら、土地の共有と私有の状況を説明している。ここで言う所有の概念とは、「任意に使用し、収益し、または処分する権利」に関わる。本書は384ページ、全六章から成っているが、この土地所有を中心とした「財産」には一章、44ページを割き、次いで「相続」の章で14ページを費やしている。本書に記載され

た用語の不適切さと内容の記述の拙さはすでに指摘したことがある [山路勝彦 1986:64-67]。だが、この本書の記述は驚くべきことではないか。総督府の山地行政担当者が原住台湾人を「無主の野蛮人」と考え、土地権を認めなかつたのに対して、本書は明確に彼らの土地所有権を認めていたのである。

しかも本書は、「臨時台湾旧慣調査会」という総督府の勅令によって発足した組織によって刊行された書物である。そのことを考えると、原住台湾人自体が土地所有の主体と位置づけた本書が、「無主の野蛮人」概念を否定する内容を持つとは驚くべきことだし、総督府のお声がかりで出版されたことにも不思議な感じを抱かせる。真剣に考えれば植民地の統治方針さえも否定しかねない表現が盛られた本書の出版は、まったく不可解である。あるいは、行政機構と学問上の調査活動とはまったく別なものと、当時の為政者は考えていたのだろうか。

原住台湾人に土地権を認めることは、総督府の植民地行政を搖るがせかねないのだが、総督府とは直接的関わりがない人類学者の中には、彼らの慣習法と土地所有権の実態をかなり正確に記述した業績がみられる。小泉鉄は大正十四年に始まり昭和三年まで断続的に調査を実施し、その成果を『台湾土俗誌』として昭和八(1933)年に出版している。それは主としてタイヤル族とアミ族との慣習法を扱った、327ページの書物である。まず第一に評価されるのは、彼の捉えたタイヤル族の土地所有権の記述が、先にみた『蕃族慣習調査報告書』とほぼ同じであり、慣習法に内在する論理を把握しようと試みたことである。

だがもう一つ大切な点は、穏健な文章ながらも警察当局の理蕃政策を批判していることである。「迷信の打破」、「風俗の改良」を叫ぶ当局に反対して、「彼等の生活に沈潜して深く彼等の信仰を思ってみる」ことが大切と説く。とりわけ、慣習法の研究を通して「彼等の自治体の統治機関は存在して」いる事実を指摘し、その意義を論じ、そしてもし「統治機関を全然彼等の手より奪い、自治を破壊し、これを官憲の手に握ろうとするのを目的とすれば、それは大きな誤りである」と植民地当局を鋭く批判する [小泉鉄 1933:289-317]。こ

の一文が最初に発表されたのは昭和三年のこと、彼が台湾を去る直前である。それから二年後に「霧社事件」が勃発していることを思えば、彼は慧眼の持主といわねばならない。とはいっても彼自身、植民地時代の落し子であった。彼は、原住台灣人の完全なる自治を要求していたわけではなく、日本統治を既成の事実として黙認していた。ただそうした時代の制約にあっても、「蕃人の共同生活体の機構並びに構成を調査研究しその根拠に基いて行政上の施設をしなければならない」〔小泉鉄 1933:317〕と主張し、総督府と衝突していたのである。

小泉鉄の業績には、時代の制約を受けながらも、総督府の政策を批判し、原住台灣人の慣習法に内在する論理を把握しようとする学問的営みが認められることは評価してよい。けれども、このような研究動向は総督府の中核にさしたる影響を与えることなく、その業績だけが片隅に積み残されてしまったようである。たぶん、当時の為政者にとって一番肝心な情報とは、同化政策を実行する上での、具体的な生活環境の改善に関するものだったのであろう。土地所有の問題などは、彼らは「無主の野蛮人」という虚構をまったくの自明の前提として考えていて、最初から議論するなど思いもよらなかったみたいである。

総督府の狙いが実生活の上での同化政策を実行することであって、それに腐心し模索していたことを語る具体的な資料が、ここにある。それはアミ族に関してであって、一地方の行政機関がどのような方針で植民地政策を実施していく、どういう知識を入手したかったのか、植民地当局の動向を知るために適切な資料である。それは、「花蓮港庁重要施設事項調査会」より昭和五年に出された、『アミ族教化指導ニ関スル基礎調査』という臘写版刷りの出版物である。これを読むと、当時の政府や識者が「理蕃対策」として何をもくろんでいたのか、よくわかる。この「調査会」の実態は不明だが、県下の政府関係者や学校長などの意見を聴取して書かれたもので、花蓮県下のアミ族の風俗習慣を記述し、「理蕃」という観点から生活改善策を提示している点で、その意図は明瞭である。何が語られているのか、次のように要約して、整理しておきたい 〔花蓮港庁重要施設事項調査会

1930〕。

- 衣服 従来の服は身体各部を露出していて、不衛生で、体裁が悪いので、改善すること。生活の簡易さからすると和服は、たとえ同化政策が採用されていても、不適当で、労働に適したる服としては台灣服の方がよい。ただし台灣服にしても前は洋服式にしボタンで止めるよう改める。
- 食 水稲の増産を図り、蔬菜類の栽培、家畜の飼育を奨励し、食事法を改善し、食器などの道具を普及させる。
- 住 通風採光の見地から窓を大きく開け、かつ湿気を防ぐ工夫をすること。農作業の関係上、土間を広くし、衛生上から床を高くし、かつ便所を設けるよう、改める。
- 宗教 呪術による治療を改め、医薬による治療法を奨励すること。そして、敬神の精神を養うために神棚を設けること。
- 結婚 招婿婚制度を改め、男権を強くすること。
- 礼儀 年令組制度に基づいた慣習を尊重し、從来どおり敬老精神を涵養すること。

細かくみていくと際限がないので、以下は省略したい。日常生活全般にわたって政府が何をもくろんでいたのかは、もはや贅言を必要としないであろう。従来の習慣を改善すべきとして、衛生上の観点から、農作業の効率上もしくは生活様式の簡素化から、そして同化政策のイデオロギーを徹底するために、様々な事項が指摘されているのである。事細かに従来の慣習を取り上げたこの印刷物の趣旨が、領台直後、先にみたような、乃木希典の総督時代に発せられた訓示と内容的には同じ路線上にあることは、明らかである。詰まる所、政府が繰り返し説いていたことは、実践的な面での同化政策であり、その点での業績を上げることが政府官吏にとっては大切な任務であった。他方、イデオロギー面での締め付けは学校教育という、これもきわめて実践的な国民管理の場を利用して進行していった。こうした方面での成果が上がれば、政府関係者にとって首尾は上々であったに違いない。そうだとしたなら、実践的な面での業績が上がれば、学術的な難解な議論などは二の

次として顧みられなくて当然であろう。言い換えると、先の『番族慣習調査報告書』でみたような土地所有権の報告は、植民地当局者にとっては、さしたる関心事でなかったのかもしれない。

実際に総督府は、従前の学術調査の結果が政策に活用されていないことに言及し、それを反省した時期がある。昭和五年の霧社事件の勃発は政府に大きな衝撃を与えたため、その翌年には、総督府は過去を反省し、『理蕃大綱』を発表し、今後の植民地運営の方針を示さざるを得なくなった。その中で当局は、人類学的調査に言及し、本来この種の調査は理蕃政策の基礎的資料を提供するはずなのに、それが十分ではなかったと、次のように自己批判をしている〔総督府警務局理蕃課 1931: 10-11〕。

蕃地、蕃人ニ関スル各種ノ調査研究ハ理蕃ノ實際ヲ指導スベキ基礎的資料ナルニ拘ハラズ、從来理蕃當局者ニ於テハ一般ニ目前ノ成績ヲ挙ゲルニ急ニシテ之レヲ活用シ、以テ適切ナル政策ヲ樹立シ、其ノ効果ヲ永遠ニ確保セントスルノ念ニ乏シキヤノ憾ナキニ非ザリシト共ニ、理蕃ノ対象タル蕃地、蕃人ヲ正確ニ認識セントスルノ熱意ニ聊カ欠クルヤノ感ナカリシニ非ズ。

この自己批判は、霧社事件を念頭に置いてのことであり、その事件の責任問題を配慮したうえでのことであろう。とはいえ、この自己批判で浮かび出た事柄といえば、人類学的調査を植民地統治の道具とすべきだと主張しながらも、それとは裏腹に、人類学的調査研究を実践的には活用してこなかった現状があることの追認であった。

人類学を植民地経営の基礎に据えようとする日本帝国の意図は、「蕃族調査会」による基礎的資料の収集が終った後でも、明確な形で現われる。台北帝国大学成立の背後にはこのような意図が間違ひなく潜んでいたと思う。この大学は当時の南方政策との関連から、台湾の位置する地勢上の特色を活かす目的で、昭和三年に創設された〔台湾教育会 1939:955〕。理農学部と文政学部との二学部で発足し、文政学部の中の史学科には、国史学、東洋史学と並んで南洋史学専攻が設けられていた。そして東南アジア史研究の分野では、貴重な

研究がこの南洋史学専攻ではなされていた。だが何よりも興味深い事実は、きわめて弱小勢力ながら、特別の研究室として「土俗人種学研究室」と「言語学研究室」とが付設されていたことである。

当初の顔触れをみると、土俗人種学研究室の教授は移川子之蔵、助手は宮本延人、そして第一回生の学生には馬淵東一、一方、言語学教室の教授は小川尚義であった。その他に、あるいはその後に、台北帝大自体には、社会学の岡田謙、農業経済には奥田或、解剖学の金閔丈夫、言語学の浅井恵倫などが加わった。この他にも、古野清人などがこの教室と接触をもって活動していた。発足当時の土俗人種学教室は生き生きとしていた。昭和六年にはこの教室は機関紙『南方土俗』を季刊として発行し、台湾のみならず、東南アジアや沖縄などの分野に跨がる多彩な論文を掲載し、以後数年間は順調に活躍していた。論文の量と質の面から見て、そして今なお引用される論文を含んでいいるという点において、この雑誌は高い評価を受けるに相応しい。ただし昭和十三年頃には投稿原稿も減り、以後不振の時代を迎へ、年一回の季刊雑誌となり、昭和十九年に七巻第一・二号を出して廃刊となっている。

初期の頃の研究室は活発であった。上山元総督の下賜金によって台湾全土の調査が企画され、言語学的研究の他に、原住台湾人の系統所属をめぐる聞き取り調査が各地で行なわれた。その成果は、土俗人種学研究室より『台湾高砂族の系統所属の研究』(1935)、そして言語学研究室より『言語による台湾高砂族伝説集』(1935)となって結実する。一言で言えば、これらの業績は重厚な研究成果と言える。総じて言えば、それらは、実学志向から程遠く、かといって理論的研究を目指すこともなく、むしろ基礎的資料の収集に力点を置く傾向にあった、と言える。原住台湾人の系統関係さえも確定できていないこの時代にあっては、この種の基礎的研究が何よりも優先されたことは理解できる。

昭和十一年になると、医学部解剖学研究室を中心にして「台北人類学談話会」が結成される。この頃が研究活動の絶頂期であった。しかしながら、こうした一時期の華やかさとは裏腹に台湾での人類学的研究はこれ以上の盛り上がりはなかっ

た。なにしろ馬淵東一が唯一人のこの土俗人種学研究室の卒業生であったというから〔馬淵東一 1974:586〕、当時の様子は見当がつく。重い荷物を背負い、唯一人で見知らぬ土地へ出かけ、恐る恐る相手に接触して、言語の障害に苦しみつつ、相手から話を聞くなどとは、どの時代の若者でも嫌がることだろうし、いたとしても、その者はだいたい性格的に変わり種であろう。

アカデミズムの上でも人類学は異端であったが、その研究室のスタッフは、学歴の上でもまた正統派ではなかった。主任教授の移川子之藏自身、ハーバード大学出身で日本の大学界には足場がなかっただし、宮本は慶應出身で、馬淵は東京帝大を嫌って台北帝大に転校した学生であった。台湾総督府のお抱え学者であった小川尚義を除くと、どことなくこうした特設研究室のスタッフは学閥の主流から外れたような変わり種であった。

このように中心的世界から遠いところに位置しているだけあって、反官・反中央の気風は彼らに根強かった。しかしそれは、言い換えると彼らは植民地主義の正当的イデオローグとはなりえなかつたことを意味する。これで思い出すのは明治期の南進論者の立場である。矢野暢は明治期の一思潮であった南進論を総括して、「傍系思想」と位置づけている。それは所詮は在野の思想であり、民間の思想にすぎない。彼は、さらに南進論者の特徴を抉りだしながら、こう言う。「明治の＜南進論＞の＜傍系思想＞的特徴は、＜南進論＞者たちが共通してもっていた悲しい出自、ないしは人生のある段階でもっていた反官・反中央の信念とも無関係ではなかったように思う」と〔矢野暢 1979:59〕。

台湾に人類学研究の場を求めた人々はたくさんいる。初期には鳥居龍藏がそうであったし、そして馬淵東一がそうであった。この二人を同一に並べると異論があるかもしれないし、南進論者た

ちと重ね合わせることなどは、粗雑な理解だと非難されるかもしれない²⁾。しかしながら、なんとかさんの類似点がそこに見られることか。学界の中央にいながらそこを去っていった鳥居と、最初から遠く隔たった位座にいる馬淵とは、とても官製アカデミズムの世界に安住できる人物とはいえない。彼らはまた、植民地を舞台に活躍した人物だが、かといってそのイデオローグとして、あるいは植民地政策に寄与するために意識的に調査活動をしていたわけではない。むしろ、非政治的であったといえる。しかし非政治的ということは、時としてピエロの役回りを負わされる。馬淵は、太平洋戦争の最中、台北帝大の助教授でかつ「南方人文研究所」所員の肩書きであったが、海軍の嘱託としてインドネシアで慣習法の調査に従事している。だが無給の嘱託とはいえ、軍が直接的に植民地統治に関わっている以上、その行動は、反権威主義的な彼の心情とは裏腹に、軍の尖兵として植民地経営に加担する活動であったと批判されてしまったがいい。馬淵にはこういう自覚が足りなかつた。

日本が植民地の版図の中に異族を取り込んで以後、統治する側としては異族対策として人類学を重宝がることは当然だったのかもしれない。それに対して人類学者はといえば、全体的に言えば一般に予想されるほどには植民地政策のための仕事はしていない。しかしながら、傍系思想に甘んじるあまり、彼らは時代の政治構造には無頓着であった。そのため、植民地当局の土地政策は理解し得ていなかつたように見える。せっかく『番族慣習調査報告書』で原住台湾人の土地権を認める報告が出されているのに、小泉鉄などの若干の研究者を除いては、その意義を評価する姿勢に乏しく、その能力を持て余していた。

確かに、多くの人類学者などによって原住台湾人に関する調査が手懸けられたおかげで、彼らの

2) 矢野の唱える明治期の南進論の特性は、次の七点を持っている。1)日本人の海外進出にとってもっともふさわしい地域として南洋を取り上げていること。2)「北進」理論にたいしては、神經質までに対抗しようとする。3)南洋の未開発性、政治的後進性を強調すること。4)南洋が西洋の勢力圏に帰属することを認めない。5)比喩的にいって「海」の思想として語られる。6)日本人の南洋への関心の遅れを慨嘆する。7)南方開拓によって日本国内の社会的、経済的問題の解決ができると考えること〔矢野暢 1979:51-2〕。もちろん、このような理念を台湾に研究の場を求めたかつての人種学者が持っていたわけでは決してない。とはいっても、「反官・反中央」の意気込みをもって「傍系」に位置しながら研究活動をしていた人たちと、その心情において共通するものがあったのではないかということである。

社会秩序や世界観を再構築するに足るだけの龐大な研究が、領台の五十年間に限っても蓄積されている。この事実を思えば、誰しもが戦前の研究成果には脱帽せざるをえなくなるだろう。結局のところ、人類学は実学を目指してこなかったし、そしてまさにこの態度こそが純度の高い研究業績をもたらしたと言えるのであれば、その研究動向は評価しなければならない。しかしながら、彼ら研究者の多くは、植民地当局の土地政策とその背後に潜む「野蛮人」観の何たるかを、十分に理解していなかったようである。そして実際に、このような植民地政府の土地政策に対する人類学者の認識の甘さこそが、「無主の野蛮人」論を温存させるのに与ったのである。

引用文献

- 蕃情研究会 1898 「本会記事」『蕃情研究会誌』1号。
 蕃地事務局 1875 『処蕃趣旨書』。
 後藤新平 1898 「台湾の経営上旧慣制度の調査を必要とする意見」『台湾慣習記事』1-4。
 羽太正養 1807 『休明光記』(北方未公開古文書集成 四巻、叢文社、1978)。
 北海道教育研究所 1963 『北海道教育史』(全道編三) 北海道教育委員会発行。
 北海道出版企画センター 1981 『アイヌ史資料集』(第二巻法規・教育編)
 北海道・東北史研究会 1988 『北からの日本史』 三省堂。
 北海道庁 1936 『新撰北海道史』 第五巻。
 泉靖一 1952 「沙流アイヌの地縁集団における IWOR」『民族学研究』16-3/4。
 海保峯夫 1974 『日本北方史の論理』 雄山閣。
 花蓮港庁重要施設事項調査会 1930 『アミ族教化指導ニ関スル基礎調査』(謄写版刷り)
 菊池勇夫 1974 『幕藩体制と蝦夷地』 雄山閣。
 小泉鉄 1930 「暴動を起こした蕃人」(完) 『読売新聞』(昭和5年11月5日)
 —— 1933 『台湾土俗誌』 建設社。
 馬淵東一 1974 「あとがき」『馬淵東一著作集』(第三巻) 社会思想社。
 宮本延人 1938 「牡丹社討伐関係の閑談二三」『愛書』 第十輯。
 森丑之助 1917 「台湾蕃族に就て」(森丑之助『台湾蕃族志』第一巻、1917、所収)
 森島中良 1787 『紅毛雜話』(『文明源流叢書』第一巻、国書刊行会編、1912、所収)
 荻野敏雄 1965 『朝鮮・満州・台湾林業発達史論』

林野弘済会。

- 臨時台湾旧慣調査会 1910 『台灣私法』(第一卷下)。
 ————— 1915 『番族慣習調査報告書』第一卷。
 生蕃研究会 1913 「趣意書」『蕃界』1号。
 鈴木尚 1976 「解題 鳥居龍藏全集 第十一卷」『鳥居龍藏全集』第十一卷、朝日新聞社。
 鈴木経勲 1892 『南洋探険実記』(復刻、東洋文庫、平凡社、1980)。
 末成道男 1983 『台湾アミ族の社会組織と変化』 東京大学出版会。
 台湾教育会 1939 『台湾教育沿革誌』。
 台湾総督府 1931 『理蕃大綱』。
 ————— 1945 『台灣統治概要』(復刻、原書房、1973)。
 台湾総督府警務局 1932 『理蕃誌稿』 第四編。
 台湾総督府警務局理蕃課 1931 『理蕃綱要』。
 台湾総督府民生部蕃務本署 1911 『理蕃誌稿』 第一編。
 台湾総督府殖産局 1937a 『森林計画事業報告書』上巻。
 ————— 1937b 『森林計画事業報告書』下巻。
 高倉新一郎 1972 『新版アイヌ政策史』 三一書房。
 竹ヶ原幸朗 1983 「近代日本のアイヌ教育」桑原真人編『北海道の研究』第六巻、清文堂出版。
 竹越與三郎 1910 『南国記』 二酉社。
 谷川健一編 1972 『近代民衆の記録——5 アイヌ』新人物往来社。
 寺田和夫 1981 『日本的人類学』 角川文庫。
 寺島良安 1713 『和漢三才図会』(一) (谷川健一編『日本庶民生活資料集成』28巻 三一書房、1980、所収)。
 鳥居龍藏 1897 「台湾通信 紅頭嶼行」『地学雑誌』9-107 (『鳥居龍藏全集』第十一卷、朝日新聞社 1976、所収)。
 山路勝彦 1984 「台湾タイヤル族の日常生活と人間集団の分類」『関西学院大学社会学部紀要』49。
 ————— 1985 「タイヤル族の子どもの生活と遊び」岩田慶治編『子ども文化の原像』日本放送出版会。
 ————— 1986 「タイヤル族の慣習法と贖罪、祭祀および共同体」『関西学院大学社会学部紀要』53。
 ————— 1986 「近世日本にみる沖縄認識」『馬淵東一先生古稀記念 社会人類学の諸問題』 第一書房。
 ————— 1987 「タイヤル族の社会変化、そして、人々は歴史に淀んだのか?」『関西学院大学社会学部紀要』55。
 ————— 1989 「タイヤル族の社会変化、そして、人々は甦るか?」『関西学院大学社会学部紀要』

- 60。
—— 1991 「面子とハイラーキー——台湾ルカイ
族の首長制」『関西学院大学社会学部紀要』63。
矢内原忠雄 1929 『帝国主義下の台湾』 岩波書店。
矢野暢 1979 『日本の南洋史観』 中公新書。
吉田巖 1974 『書翰自叙伝 拾遺』(帯広叢書 No.
18、帯広市図書館編)。

[附記] 本稿の一部は、1991年1月14日、「同和教育研究
プロジェクトチーム(関西学院大学)」にて発表
した。